

て地方法の定めた最大限度分與地の四分の一のみを分與するとき、其れ以上を分與せざるも宜しいといふ規定があつた。農民は賠償金を免れて此小きき土地を得て満足したものが有る。此土地を細小地 *Patelanteil* 又は贈與地 *Schenkungsanteil* と謂ふ。細小地は農民解放の際、一人當り僅に〇・九乃至一・一デシヤチンの過小面積であつたが、此分與に甘んじたる農民戸数は、二四七・二五六戸にして、解放せられる農民の六分五厘を占め、總面積四八五、二一九デシヤチンであつた。斯る過小なる用益地が生活を保障しないのは當然であるから、彼等は一方に共同經營の共有地を耕作すると共に、他方に其過剰なる勞力を以て共有地以外の土地殊に貴族の私有地の賃銀労働者又は小作人となつた。彼等の劣悪なる地位は不利益なる労働條件又は小作條件をも甘受せしむるに至り、賃銀は屢々貨幣によりて支拂はれず、物品を以て拂はれた。此階級は人口の増加と共に其數を増し、同時に全く土地を有せざるものを發生するに至つたのである。

(b) 従前の家内奴隸 農奴時代に於て地主の家の僕婢であつた家内奴隸は、農耕に従事せざる純粹の奴隸であつた。農奴解放の際彼等も同様に人格の自由を得たのであるが、農民として取り扱はれず、従て少しの土地をも分與せられなかつた。彼等の一部は舊主の下に僕婢として残り、他の一部は農村に入つて農業労働者となつた。

(c) *Zehnter* 此階級は新露地方に多し。農奴時代に於て地主の苛酷なる取扱と兵役の義務とを嫌惡

してステップ地方に逃亡したる若干の農民が有る。彼等の大部分は該地方の地主より土地を賃借し、小作料を拂ふと共に、更に収益の十分の一を地主に與へた。これ *Zehnter* の起源である。彼等は法律上、或は小市民として取扱はれ、或は農奴と同一にせられたのであるが、農奴解放に際しては家内奴隸と同一に取扱はれ、何等の土地も分與せられなかつた。農村に残つた彼等は農業労働者となるか、小作人とならねばならなかつた。

以上の富農、貧農及び土地的無産階級が、全露に於て如何なる割合を有するかに就いて明確の數字を知り得ないのは遺憾である。茲にはオルギンの著書の掲ぐる二例にて満足する。

(1) サマラ州 九〇年代にサマラ州の農村に於て一六四、一四六人を含む二八、二七六戸に付て次の調査が行はれた。各戸の所有する家畜數を標準として農民を三階級に分ち、各戸の耕作面積及近世式農具の所有高を調査した。次の如し。

農民の階級	各階級戸數の全戸數に對する%	各戸用益面積	全用益面積に對する各階級用益面積の%	近世的農具使用者の%
I 家畜を有せざるもの 家畜一頭を有するもの	10.7 16.4 3.1	11.1 5.0	11.5 5.0	0.0 0.01

II	二—三頭を有するもの 四頭を有するもの	二六、六 二八、二	一〇、三 一五、九	一七、一 二八、六	四、〇五 一九、〇〇
III	五—一〇頭を有するもの 一〇—二〇頭を有するもの 二〇頭以上を有するもの	一七、一 二七、一 五、八 二四、七 一、八	二四、七 五三、〇 一四九、五	二六、九 一九、三 三三、四 一七、二	四、〇〇三 四、〇〇六 三、〇一

右表によれば全戸の三割七分は最貧の階級にして、其用益する面積は僅に全用益面積の八分に過ぎず、中流農民に屬する三割八分の農民は全用益面積の二割八分を用益するに止る。反之、二割五分の富みたる階級は全面積の六割三分を用益するのであるが、更にこれを家畜十頭以上を所有する農民に限りて觀察すれば全戸数の七分六厘を用益することとなる。各戸用益面積の平均を見るに最貧者が二乃至五デシヤチンを耕作するに過ぎざるに、富者のそれは五〇乃至一五〇デシヤチンに及ぶ。これ富者が益々資本を集積し得て、或は土地を購入して私有地を増加し若くは小作面積を擴大するに反し、貧者がかゝる機會を有せざるに原因する。

(2) タウリチエスカヤ州 此調査は一八九一年にタウリチエスカヤ州の三縣にて行はれた。各農家の用益する土地の面積を標準として農民を六階級に分ち、各階級用益面積の平均と全面積に對する其割合を調査したものである。次の如し。

農民の階級	各階級戸数の全戸數に對する%	各戸用益面積平均	各階級用益面積	各階級用益面積の全面積に對する%
I 土地を有せざるもの	七、五	—	—	—
II 五デシヤチン以下を有するもの	一一、七 四〇、一	三、五	三三、〇三〇	二、四
III 五—一〇デシヤチンを有するもの	二二、〇	八、〇	一〇〇、四二六	九、七 二二、一
VI 一〇—二五デシヤチンを有するもの	三九、二	一六、四	五〇四、〇九三	三七、六
V 二五—五〇デシヤチンを有するもの	一六、九	三四、五	四九四、〇九五	三四、三
VI 五〇デシヤチンを有するもの	三、七	七五、〇	二二〇、五八二	一六、〇

右表によれば全戸数の四割二厘は僅に全用益面積の一割二分を用益するに過ぎぬ。反之、VとVIとの階級を合したる二割六厘の農民は、全面積の五割三厘を用益する。貧富の差異甚だ顯著である。農奴解放に際し同一の條件を以て出發した共有地農民が、第十九世紀末に於てかゝる階級別を生ずるに至つたことは驚くべきことである。

以上の如き階級分裂の原因は何れに在る乎。土地的無産階級の主成分たる細小地の用益者、家内奴隸、Zahenkar の如きは農奴解放の際より既に其地位に運命付けられて居たのであるが、他の農民は然らず、ミル制度の下に土地に對する平等の權利を與へられて出發したのである。此形式的平等を破壊したのは何である乎。その原因は次の數個である。

(a) 第一は經濟生活の變動である。前世紀後半より自足生産時代が去り、企業的生産が現れたが、露國農民の多數は無知にして企業精神が甚だ遅鈍であり、新經濟組織を構成する能力を有しない。また自然物經濟より貨幣經濟に變遷し、貨幣にて支拂ふべき項目の増加したことは一層其生活を壓迫した。然るに能力優れた農民若くは狡猾な農民は資本を蓄積して割當地を比較的、集約に經營し、一方に小作を營むと共に、他方に賣却さるゝ土地あるときは必ず之を購入して私有地を増大した。

(b) 第二は小作である。農業労働者たるよりも小作人たることは生活を堅實にする。地主より成るべく多くの土地を賃借して經營するものは漸次富を蓄積し得た。

(c) 第三は國有地農奴及地主農奴の本來の差別である。解放當時の分與地を見るに前者は一人當り六、七デシヤチン後者は三、二デシヤチンであり、其間三、五デシヤチンの差異がある。従つて國有地農奴たりし者は、地主農奴たりし者に比し、向上の機會が多かつたのである。

(d) 第四は資本が一般的に缺乏して居たことである。大多數の農民は經營資金を殆ど所有せず、且つ之を融通すべき機關を缺いた。地味は益々掠奪せられ、収益は減少し、貧者は益々貧困となつた。反之、富を蓄積し得た少數の農民は資金を放下して比較的集約なる經營を爲したのみならず、餘剰の資金を高利にて貧農に貸付けた。

(e) 第五は一八八〇年以後、農業經營が有利且つ容易となりしことである。此時代に於て穀價騰貴せ

るのみならず、人頭税が廢止せられ、賠償金も輕減せられたから、富農は甚だ有利なる状態となつた。

以上の如くして土地の平等分賦の原則が全く破れ、事實上に於て富と貧とが對立し、富みたる者は益々富を集積し貧しき者は益々貧困に墮した。然し富農は共有地農民の一部に過ぎない。貧困に苦しむものが其大多數である。私は其貧困の程度を次に觀察しよう。

三 農民の貧困

ハクスタウゼンも、ラヴレイもミル制度は相互扶助の慣習及び土地割替の慣行に依り貧困の發生を防止し得べしと説いた。然し此説は自足生産時代ならざる今日の經濟組織の下に在りては實現覺束なきものである。ミル制度は道德的價值を有するも、今日の組織の下に於ては必然に衰滅の運命を有する。農奴解放後人口の増加と共に本來過小なりし共有地は、一人當りに於て愈々減少し賠償金は重く、加ふるに素朴なりし在來の自足生産組織は貨幣、交易、市場生産等の資本主義的要素に壓迫されて破滅せざるを得なくなつた。かくて少數の富農を除き、大多數の農民は激しき貧困に襲はるゝに至つたのである。

大多數の農民の貧困とは如何なる事實を謂ふ乎。第一は最重要の生産資料たる土地が生活を維持し得るだけに與へられて居らぬことである。第二は第一の結果として本業たる農業上の収益が最小限度

の食料費に足りぬことである。第三は農業資本の微小なることである。第四は衣食住の粗悪なることである。第五は肉體の頽廢したることである。第六は精神の頽廢したることである。以下に觀察する。

(1)土地缺乏 一般的に貧困は生活を維持するだけの所得を形成する生産資料を與へられて居らぬか、又は其機會を與へられて居らぬかに依つて發生する。また、それが貧困者自身の責任よりも經濟組織の缺陷に基くを常とする。今、農業上の主要なる生産資料は土地である。農業が土地の生産力に依頼する産業である限り、生活を維持するだけの土地を與へられない農民は貧農となるの外はない。露國農民の大多數は實に「貧民とならざる限度」の土地をも缺いて居たのである。

一八七〇年より一八九〇年に至る二十年間に於て、農民の人口は五割六分九厘増加し、農民戸數は五割七分八厘増加した。然るに農民の所有する土地(共有地及私有地)は二割五厘を増加せるに過ぎず、全用益面積(小作地を含む)は四割五厘を増加せるに過ぎない。共有地の一人當りは解放當時四八デシヤチンなりしもの、一八八〇年には三、五デシヤチンとなり、一九〇〇年には二、六デシヤチンの小面積となつた。露國農業の生産組織は著しく低級であり、其一ヘクター生産高は西歐のそれの約半分に過ぎぬから、以上の小面積にては到底生活し得ない。其結果として現はれしものは次の事實である。

(2)最小限度の食料費 農民の用益する共有地の過小なることは、當然の結果として彼等に食ふだけ

の穀物を得ることを許さぬ。即ち彼等の穀物収益は最小限度の食料に足りぬのである。

一八九七年大藏省の發表したところに依れば農民は最低限度の食料として一ヶ年十九ブードの穀物を要し、更に飼料を加ふるときは二十六ブード半を要する。右を標準として農民を分てば次の如くなる。

(a)十九ブードの穀物収益を有せざるもの

四五、三五八、〇七八人

全農民の七割七厘

(b)十九ブードを得るも二十六ブード半を有せざるもの

一三、〇八三、四〇一人

全農民の二割四厘

(c)二十六ブード半以上を得るもの

五、七一五、五一三人

全農民の八分九厘

即ち最小限度の食料を自家の用益地より得ざるものは全農民の七割七厘に及び、自己と家畜とを養ひ得るものは僅に八分九厘である。自己の生存を續くるは可能なるも、家畜を養ひ得ざるものは、二割四厘である。謂ふまでも無く農民とは土地の生産力に依頼する農業なる本業に従事して生活する社會階級であるが、露國農民の約八割が自己の用益地より其一年間の最小食料を得る能はずと謂ふは實に驚くべき多數貧困である。

一九〇一年に農民問題調査委員會の發表したる數字は、右よりも一層慘酷である。同調査は農民の最小限度の食料を二〇ブードと見積り、更に飼料として馬一頭につき燕麥四十ブードを要としたが、右によれば歐露五十州にて農民一人當り生産高は一六・六ブードとなり約三・四ブードの不足である。飼料は二三・六ブードの生産にして一六・四ブードの不足である。而して歐露の十二大區域中、農民一人當りに於て二〇ブード以上の生産高を有するは東露、南東露、新露の三地方に過ぎず、殊に北露にては一〇・三ブードの不足である。飼料に至りては四〇ブードに至るものは北露の一區域に過ぎぬのである。

(3) 農業資本の減少 収益を豊富にする集約農業は、農業資本と生産費との潤澤なるを必要とする。これ無くば農業組織は粗放農業に留まるの外はない。露國大多數の農民は十分なる農業資本をも生産費をも有せざるものである。一八七〇年より一九〇〇年までの間に、重要な農業資本たる家畜は、絶對數に於て僅々九分五厘の増加をした。然し同期間に農民の人口は五割七分増加したのであるから、一人當りに於ては大なる減少である。次の家畜統計は此關係を一層明瞭に示す。

	一八七〇年	一八八〇年	一八九〇年	一九〇〇年
農民地千デシヤチンにつき	六六四頭	六五五頭	六三二頭	六〇三頭
畜家				
農民千人につき	一、四五六	一、二三六	一、二三六	一、〇一六
農家千戸につき	九、三三五	八、三四五	七、二九四	六、四七四
馬				
農民千人につき	一、六九	一、八三	一、八七	一、四五
農家千戸につき	一、三三九	一、三三〇	一、一八〇	九三〇

家畜の外、農具等の農業資本も貧弱であり、近世的のそれは廣く行きわたつて居らぬ。流通資本に至りては殊に貧弱である。

(4) 粗悪なる衣食住 貧困は更に食物の上にも現れる。農民の大多數は著しく粗食である。ベルナツキイがキルチイ州の農民について記載する所に依れば「彼等の常食は馬鈴薯であつて、時として薄い少量のスープか黒麥の粥か少量のキャベツが用ひらるゝ。肉類は大祭日に用ひらるゝに過ぎぬ。パンは副食物として、毎日でなく、用ひられる。最貧の農民は早春、馬鈴薯と金錢の貯へ盡きたるとき、前年の馬鈴薯を地中に捜し求めて掘り出す。農民は長き冬の間、土中に在つて半ば腐蝕した馬鈴薯を乾かし、碎き、味なきパンを作りて餓を凌ぐと。農民が劣等な食物に甘んずるは何れも同様であつて、比較的富裕と稱せらるゝヤロスラウル州にても食物は漸次粗悪となる傾きがあり、従前各日曜日

毎に用ひられたる肉類も今は一年數回用ひらるるに過ぎぬと謂ふ。茶は農民の缺くべからざる必需品となつたが、それも「單に軽く色づけられたる煮湯」に過ぎぬ有様である。一般的に農民は都市勞働者に比し粗食なるを常とすれども、露國の如きは稀である。

衣服もまた粗悪である。自足生産時代には農民は自家生産の麻、獸毛により原料を得、妻や娘がこれを衣服に仕立てたのであるが、解放以來かゝる一切の利便が失はれ、農民は貨幣を以て工場にて製造せられた商品たる衣服を購はねばならなくなつた。彼等の家計は衣服費に多額を支出するを許さぬから粗悪なる衣服を纏うて健康を傷けるの外ない。

家屋もまた粗悪である。農民は木造の見すほらしき、小さき不健康の家屋に住む。露國の農村には火災が頻繁であるが、其主因は家屋の木造なるに在る。農村を旅行する人は何人も農民の家屋の粗悪に驚き、また所々に點在する宏壯な地主の家（而もそれは人の住んで居らぬ）との對照に驚くと謂ふ。

(5)肉體の頹廢 凡そ貧困の悲しむべきは、それが人の活動の源泉たる肉體と精神との健康を殺ぐことである。貧困の在るところ、必ず病氣と罪惡とが在る。先づ貧困の肉體に及ぼした結果から觀察しよう。

先づ死亡率から見ると露國は十八世紀末に人口千人中死者約二十人なりしもの、十九世紀末には死

者約五十人に上騰した。此大なる原因は人口の主成分たる農民の死亡率が高いからである。而して土地の僅小なる農民ほど死亡率が高いのである。前世紀末に於てワロネジュ州の數郡にて次の事實が存した。

農民の階級		死者(千人につき)
I	土地を有せざる農民	二五・〇
II	一三、五エーカー以下を用益する農民	三三・〇
III	一三、五―四〇、五エーカー	二九・八
N	四〇、五―六七、五エーカー	二六・六
V	六七、五エーカー	二三・八

右うち死亡率少きものは六七・五エーカー以上を有する富農若くは全然土地を有せざる農民である。後者が農業勞働、工場勞働等に自由に職業を轉換し得るに反し、大多數の貧農はかゝる自由を有せず、僅小の土地を生活の本源とするから自然死亡數を増加するのである。

肉體の頹廢は更に徴兵適齡者の肉體にも現れる。露西亞は一八七四年以來近世的兵役制度を確定したのであるが、同年以後に於ける壯丁の體格は年々劣悪となる傾向が顯著であつて、不合格者の數が増加した。一八七四年以後の各十年毎に於ける不合格者の割合は次の如くである。

一八七四—一八八三年	六・四 %
一八八四—一八九三年	七・七
一八九四—一九〇一年	一〇・三

肉體を頹廢せしむる直接の原因は粗食と共に飲酒である。農民はウオツカを飲みて限りなき生活の苦惱を忘れる。ワレース氏は「農民は解放以後一層飲酒し一層怠惰になつた」と書いて居る。世界大戦以來、禁酒令が布かれたが、それ以前にてはアルコール性飲料の消費高は増加一方であつて、一九〇四年に約七千萬ヴェドロなりし消費高は一九一一年に於て一億九千萬ヴェドロに達した。政府は農民に毎年約六億留ほどのアルコール性飲料を賣り、それだけ消費税を儲けて居たのである。一九一〇年に於ける全國醫師會に於て、一ドクトルは露西亞に於ける神經衰弱症はヨオロツパの何れの國よりも多いことを、精確なる統計に依りて發表した。右によれば神經衰弱患者の數は都會より農村に多い。農民階級は一國民の健康を支持するものであるのに、露西亞にてはそれが反對であつた。

(6) 精神的頹廢 人の生命を脅かすほどの貧困は同時に人の精神をも脅かす。貧困は農民の道徳を如何なる程度に於て汚した乎。露國の農民は無知であり、大部分文字を解せぬのであるが、彼等は善良で信心深く、共助の精神に富んだ農民であつた。彼等は今日もかゝる慣習と精神とを失つて居らぬが、自足生産の時代が去り、貧困の襲來するに及んで、漸次其道徳も頹廢した。それが諸種の點に反

映する。

第一に彼等の中から他人の不幸に乗じて自己を富ます少數の階級を發生した。前述の富農の一部がそれである。彼等は貧困者の到底負擔する能はざる程の高利にて資金を貸付け、其返済する能はざるに及んで、擔保となしたミルの用益權を自己の手に收めた。第二に彼等の共助的精神を最も鮮明に象徴する筈のミルの會合も、各人が恣に自己の利益を怒號する叫喚場と化した。更に神聖なるべきミルの決議は屢々貪慾の富農の意思のまゝに操縦せられた。第三に彼等は一層飲酒の風習を盛にし、一層怠惰となり、無恥となつた。第四に農村の女子の運命が一層悲惨となつた。それは農村女子の多數が娼婦となることであるが、其不快なる事實を述ぶると次の如くである。

一般的に露國にては婦人の地位が極めて低い、農村にては殊に甚しい。妻と娘とは、夫と家長とに絶對的に服従せねばならぬ。夫は妻を犬のやうに撲るが、隣人は其打擲と悲鳴とを聞いて「夫が妻を教育して居る」と稱する。かゝる惡しき傳統的慣習は農民解放後にも存続したのであるが、更に農民の經濟生活が變動し貧困が其疾患となつたことは農村の女子の多數を娼婦にまでもした。露國の娼婦の大部分は農村の出身である。ペテルブルグに於ける五萬人の娼婦の七割五分は農村の女子であり、ニジノヴゴロドの娼婦の七割五分もまた農村出身者であると謂ふ。悲惨なるは彼等が純粹の職業的娼婦に非ずして、一時的若くは週期的のそれなることである。ペテルブルグ慈善協會の發表したところ

地の外、購入の私有地一・五デシヤチン、園地二・五デシヤチン、小作地三・五デシヤチンを包含する。先づ兩者の有機及無機の農業資本を示せば次の如くである。

穀倉	家屋	鶏	豚	羊	幼き家畜	牛	馬	富
		二〇	四	一〇	二	一	一頭	農
		九〇	二〇	五	二	三	三〇	貧
				六	二	五	一頭	農
		三	五	一	二	三	三〇	富
計	器具	農業用機械	貯藏穀物	泉	地下室	細屋		農
		四〇	一〇〇	四〇	一〇	七五	留	貧
		三〇	三〇	二〇	一〇	一〇	留	農
		六七五						
		二四四						

而して七人の家族員数を有する富農及六人の家族員数を有する貧農の一ケ年家計は次の如くなる。吾人は讀者が暫く無味なる數字に注視せられんことを希望する。

(一) 自家生産品による支出入

(1) 収入

冬作	夏作	裸麥	燕麥	富農
小麥	小麥	麥	麥	農
百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム
二〇	一六	一五	一二	三
貧農	貧農	貧農	貧農	農
百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム
三	三	七	八	三

(2) 支出

裸麥	小麥	燕麥	蕎麥	馬鈴薯	胡瓜	ミル	富農
ミール	ミール	麥	麥	麥	瓜	ク	農
百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム
一三	五	八	一	八	九	一五	貧
百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム	百キログラム
八・五	三	一	一	八	?	一五	農

(二) 貨幣上の支出入

以上の如き自家生産品の支出入の關係の上に、次の如き貨幣上の支出入が成立する。

常とするが、更に露國農民の家計は西歐農民に劣ること數等であつて彼等が日常如何に粗惡な生活をなしつゝあるかを想像し得るのである。小農の存在する所以を以て彼等が過大の勞働を爲し過小の慾望に甘んずることに求めたカウツキイの理論を痛切に想起せざるを得ない。

本章につきては左記の著書論文を参照した。

- (1) Preyer, 前掲書
- (2) Blank, 同
- (3) Wieth-Knudsen, 同
- (4) Schlesinger, 同
- (5) Witte, Vorlesungen über Staats- und Volkswirtschaft, 1914.
- (6) Alexinsky, 同
- (7) Olgin, The Soul of Russian Revolution, 1917
- (8) Smikhovitsch, Bauernbefreiung.
- (9) Statesman's year book, 1917.

第二十二章 農民の暴動

一 一九〇五年の革命運動と農民暴動

農民は農奴解放以後の痛ましい經濟的壓迫に不思議なほどの忍耐を示して居た。然し此忍耐も日露戰爭の進行につれて全露西亞を蔽うた革命的氣運に激せられて全く破るゝに至つた。農民の間には反亂の傳統が深い。農奴を率ゐて革命的反亂を企てた第十七世紀のラーヂンも、第十八世紀のプガチョフも、彼等の間には傳說的英雄として熱情的に思慕されて居る。一九〇五年より一九〇六年へかけて農民は狂暴なる集團と化し、或は地主の家を焼いて土地と財物とを奪ひ、或は地方官憲を襲撃し、一時的ながら彼等の「土地は勞働するものゝみ所有し得べし」といふ傳來の信仰を満足させたのであつた。暴動の範圍は全露の農村に涉り、官僚及各社會階級に對し農民問題が如何に深刻の意義を帯び來れるかを明瞭に印象した。この所謂農民の暴動は都市勞働者の運動と共に、一九〇五年前後の革命期の社會的不安を代表する一大事實なのである。

日露戰爭（一九〇四年二月—一九〇五年九月）は國民の意思を基礎とする戰に非らず、官僚と軍閥との帝國主義的利己心に出づる無名の戰である。敗報頻りに至るや、平素嚴酷なる專制主義、警察主

義に鬱屈させられた民衆は崛起して改革を熱望し、恰もクリミア敗戦後の露國が再現した。自由主義者と社會主義者とは革命運動の原動力となつた。先づ内相ブレーヴの暗殺（一九〇四年七月廿八日）を發端とし、赤日曜日の慘劇（一九〇五年一月廿二日）あり、大公セルギイの暗殺（一九〇五年二月十七日）あり、ポウツマウスの和議（一九〇五年九月）成るも騷擾熄まず、一九〇五年十月二十日以後、第一回鐵道大罷工があり、ワルシヤウにも内亂勃發し、十二月十六日以後ペテルブルグにて險惡なるゼネラルストライキが演ぜられ、同月中バルト河地方にも革命運動勃發し、十二月には第二回鐵道大罷工（郵便電信従事員ノ罷工ヲモ含ム）があり、モスカウにも大示威運動が行はれた。これに對し、政府は或はミルスキー公を起したしめ（一九〇四年九月八日）或は憲法草案を發表し（一九〇五年八月十九日）或は有名なる十月宣言（一九〇五年十月卅一日）を發して在來の專制政治より立憲政治へ推移すべきを宣言し、或はポビエノドスチエフを免黜し（一九〇五年十一月一日）或は言論の自由を認容する勅令を發し（一九〇五年十一月三日）或は選舉法を發布して（一九〇五年十二月二十四日）第一回デューマの議員を選舉せしめ（一九〇六年二月乃至四月）一意、民意の鎮靜を計つたのであるが、民衆の怒りは容易に解けずして革命の氣運は全露に滿ち、大帝國は同時代に於て今にも瓦解するかと思はるゝほどの凄慘な光景が展開せられた、此間に於て農村に於ける農民暴動も猛烈を極め、一九〇六年の終りに至り始めて鎮壓せられた。農民暴動は一九〇五年前後の革命運動と如何なる連鎖があり、都市の騷擾と如何なる性質上の差違があるのである乎。

一九〇五年前後の社會的騷擾は著しく政治的色彩を帯びて居る。鐵道従事員郵便電信員のストライキも、政治改革を要求するゼネラル・ストライキであつて著しく攻撃的性質を有す。また其運動は計畫的統一的である。前世紀末以來、露國にも漸次、都市的無資産階級が形成されたが、彼等は西歐の無資産階級の有するが如き統率者を有し、是によりて社會的政治的知識を注入せられたのみならず、相互に連絡する労働運動を有して居た。彼等は一九〇五年前後に於てマルクス主義を奉ずる社會主義者によりて指導せられ、統一的運動を行つたのである。反之、農民暴動が全然右の如き性質を有して居らぬ事は注意せねばならぬ。農民暴動は政治的意味微小にして且つ秩序ある統一的運動でも無いのである。暴動の主たる動機は全然經濟的なるものであつて「より多くの土地」てう標語は其全部の希望を示す。在來、政府は農民の知識の啓發せらるゝことを却て妨げ、專制政治に對する呪咀のプロパガンダを嚴しく抑壓して居たから、農民が統一的運動を爲すべき基礎が缺けて居たのである。故に農民暴動は農奴解放以後の經濟的壓迫に苦んだ農民が、一九〇五年前後の革命運動を機會として、其忍耐を破つた盲目的爆發的の運動と見るのが一番正しいのである。

要之、農民暴動は時代の風潮を機會として勃發したのであるが、これを絶對的の要件としたものは無い。農民の絶望に満ちたる生活は將來かゝる騷擾の喚起される必然性を有したものである。農民が心理的には統一的基礎に立ちながら、具體的運動として全然無統一に、性急に、盲目的に行動せる

は如何に彼等の窮乏の切迫せるかを語る深刻の事實である。また彼等は相互に連絡を有せざりしのみならず、都市の革命運動とも提携が無かつた。ヘッシュ氏は一九〇五年の革命運動は地方的であつて全露に亘る統一的運動を缺いたと謂つて居るが（同氏は鐵道従事員の總同盟罷工が統一的運動を妨げたと説いて居る）かゝる特徴は農民暴動に於て殊に甚しいのである。私は次に暴動の原因と態様と終局とを觀察しようと思ふ。

二 農民暴動の原因

農民暴動は「自ら勞働せざる地主の土地を強制収用して自ら勞働する農民に分配すべし」との思想を、暴力を以て農民自身が實行せんと試みた一の社會的騷擾である。知識階級も亦同様の思想を抱くが、それが演繹的説明的であるに反し、農民の抱いた此の思想は永き間現實に味ひたる物質的苦痛より必然に發生し來れる論理的所産である。農民暴動は自由と權利の爲めにする政治的闘争たる一九〇五年の革命に依り誘發せられた偶然の事實では無い。無知謙讓なる農民を狂暴にして革命的なる集團と化せしめた最大原因は、十九世紀後半以來の經濟的社會的窮迫に因るのである、然しながら客觀的なる要素と共に、地主に對する憎惡、革命的思想の感染等の主觀的なる心理的要素もまた農民暴動の原因として擧げねばならぬ。以上の諸原因を分析すれば次の如くなる。

(1) 土地の缺乏 これにつきては屢々述べた。「吾等は土地に餓う」とは十九世紀以來、農民の均しく發したる歎聲である。世界の農民中、最も土地に愛着する露國農民に取りて、彼等が生活をも保障せざる程の零小の土地に甘んぜざるべからざることは其堪へ難き精神的肉體的苦痛となつた。「地主の土地を強制収用して農民に分配せよ」との思想は農民自身の間にも醗酵した。シュレージンゲルは歐露の耕地の四分の三は既に農民の用益するところであつて、露國農民間の土地分配は西歐に比し餘程佳良であるから、土地缺乏は農民窮乏の要件では無いと謂ふが如き暴論をなして居るが、露國農民は他國農民に比し多數の家族員を有し且つ生産組織が劣惡であるから、彼等が耕作面積の擴大を希望したのに矛盾は無いのである。

(2) 小作の不利となりしこと 農民は土地缺乏に結果する貧困を緩和する爲めに小作、農業勞働、家内工業等に活路を見出して居たのであるが、一九〇五年前の約十年間に於て小作は漸く利益薄きものとなり、其生活を支へ難くなつたのである。小作の様式及び條件に缺陷多きは曩に述べたが、第十九世紀末以來小作料が著しく騰貴した。一デシヤチン約六ルーブルが普通であるが、地方によりては二五―三〇―四〇留に騰貴せるものがある。又地主中、自作農に移るものを生じて、小作地が量の上にて減少した。又小作期間は大概一ヶ年の短期であるから、農民の生活は愈々不安となつたのである。

(3) 燃料の缺乏 農民は嘗て森林を管理し自由に薪材を採集し得たのであるが、今や彼等は貨幣を提供せざれば是を得る能はざるに至つた。燃料は生活上の必需品であるから其缺乏も亦農民の生活を不安にした。

(4) 地主に對する憎惡 農民は地主に對して強烈なる憤怒と怨恨とを有した。豊饒なる大量の土地は土地に餓ゑたる農民の眼前に横はるも、それは農民に屬せずして地主てふ路傍の人の所有するところである。「土地は神と民とに屬す」との傳統的感情を有する農民が自己を零落の淵に投ずる地主に對し強き憎惡の念を有したことに矛盾は無い。而して用益地の小なる農民ほど(例、細小地の農民)強き憎惡心を有してゐた。

右の外、暴動を促進せる原因として(5)農業労働賃銀の低率なることと、其機會の缺乏し始めたことと(6)官廳との爭議、殊に土地管理官 Landhauptmann が村落内部の事情に干渉せることに對する不滿(7)租税の過重と徴收方法の苛酷等を數へねばならぬ。

要之、農民暴動の原因は全く經濟的のものである。然しながら一九〇六年頃に至り、農民も漸次一般の革命風潮に浸潤せられ、在來絶對に服従を強ひられ教養を與へられなかつた農民も漸次自己の地位を認識するに至り、第二デューマの解散せらるゝや官僚政治に對し非常なる激昂を示すに至つた。即ち初め經濟的なりし農民暴動は其進行につれて漸次政治的色彩を帶ぶるに至つた。而して農業改革

は農民を多少慰藉する處があつたが、全然禍根を艾除したもので無かつた故に農民は一九一七年の大革命に於て再び一九〇五年當時の如き暴行に出でたのである。

三 農民暴動の態様

農民暴動は地方によりて其目的と方法とに多少の差異がある。概括的に謂へば黒壤帯の農民暴動は其方法狂暴にして且つ經濟的自由を得ることが唯一の目的であるが、非黒壤帯のそれは方法稍穏和にして且つ經濟的動機の外、政治的色彩をも帶びて居る。黒壤帯は農民の土地缺乏を感ずること甚しく、從て生活の最も疾苦を極めた地方であり、且つ農業を主たる産業とする地方であるが、反之、非黒壤帯は從前の國有地農奴の占據する地方であつて、土地の供給割合に多く、且つ工業發達し農民の苦痛の稍輕き地方であるから、土地を地主より掠奪せんとする農民暴動の態様が黒壤帯よりも稍穏和であつたのは當然である。又非黒壤帯にては政治知識を有する工場労働者の階級が存在して居たから、農民も其影響を被り、暴動も自然政治的色彩を帶びた。然し黒壤帯非黒壤帯を通じて經濟的動機が根本的特徴を成し、土地缺乏てふ要素によりて農民が統一的の心理的基礎を有したことは充分注意せねばならぬ。次に暴動の態様を黒壤帯非黒壤帯につきて分説する。

1 黒壤帯の農民暴動 黒壤帯の農民は農業を主たる産業とするが、其用益地は生活を維持し能はざ

るほどの僅小なるものであつたから、暴動の動機は全く経済的であつた。該地方の暴動は一九〇五年の春に始まり、一九〇六年の末に至り初めて鎮定せられたが其方法は平和的なものよりも破壊、掠奪、放火、殺人等の狂激なる暴行に出づるものが多かつた。暴動の目的に至りては甚しく不統一的であつて、或は地主の経営の存続を不可能ならしめ、強制的に土地を分配せしめんとするものがあり、(例キーエフ)或は明白なる動機なく吾等が斯く沈黙し居るならば地主は吾等が現狀に満足すと考ふるならん、吾等は暴動せざるべからずとの簡單なる理由に出でしものがあり(例ポードリン)或は非常に高率なる勞銀を要求し大地主をして経営を持続する能はざらしめ、其所有地を賣却せしめるを目的とせるものがあり(例ウオリニエン)或は地主に其土地及財物を無償にて引渡す事を迫りしものがあり(例ポードリン)或は自己の勞力を以て勞働するものゝみ土地を所有し得べく、地主は資本家としてシベリアへ發展すべしと號して新しき土地分配を迫りしものがある(例キーエフ)稍穏和なる方法に出でし暴動を見るに、これにも種々の特色がある。或ウオロスト區の農民は集會を催して小作料及び勞銀を確定し、委員を任命して決議を地主に通告した(例タムボーフ)。斯る場合に於て彼等は番人を付して耕地の掠奪を防いだ。又サラトフ州の一ウオロストの運動の如き、一九〇五年の始めに土地の新分配に關する案を作製して之を新聞紙に發表し且つ議會に請願した。然し乍ら斯る穏和的方法に出でしものは僅少であつて、大部分は地主に對する猛烈なる反感と、激烈なる亢奮とに依りて破

壞其他の暴行に出でたのである、而して暴動の範圍と程度とが餘りに激烈なりしが爲めに、警察及び官廳の抑壓の力を失ひしことも暴動を甚しからしめた一因である。

暴動の最も甚しかりしはサラトフ州チエルニゴフ州等である。サラトフ州にては既に一九〇一年の頃より部分的に暴動が発生したのであるが、一九〇五年に至りて全般的となり、全露を通じ最も狂暴なる破壊的行爲を演じた。彼等にとりては現狀を破壊することのみが唯一の目的であつて、財産を渡せ、然らざれば殺す、と云ふのが、地主に向つて發せられた宣言である。農民は掠奪した土地を國有財産なりと宣告し、法律的統一の完成せらるゝまで、自己の管理の下に置かんとするものが有つた。チエルニゴフ州にても甚しき暴動が演ぜられた。農民は地主の土地及び財物を掠奪し且つ其邸宅に放火するを常としたが、地主中には防禦隊を編制し昂奮せる農民と恰も戦争に於けるが如く交戦した。斯る防禦力を有せざる地主は財産を捨て身を以て脱した。チエルソン州にても非常なる暴行が演ぜられた。彼等は侵入者を追放すべしと號して地主を盛に掠奪し、同時に自己が小作地として用益し居たる土地をそのまま自己の所有地と宣言せる者が有つた。タウリエン州にても今こそ農奴時代よりの怨恨を晴らすべしとなして盛に地主を襲撃したのである。

2 非黒壤帯の農民暴動 非黒壤帯の暴動は政治的色彩を帯び、経済的動機は稍軽く且つ暴行の程度が少い。一九〇五年十月十七日の所謂十月宣言以後、各地方に多くの集會が催されたが、農民の多數

は是に参加した。初め官憲は農民の知識を啓發するものとして寧ろ好感を以て迎へて居たのであるが漸次壓迫的態度に變じ、演說者を逮捕し投獄し又は流謫した。其結果として彼等は秘密に會合をなすに至り且つ相互に巧に連絡を採つた。農民も秘密に是に参加し、漸次革命的の政治思想に浸潤せられた。農民は左黨殊に極左黨に同情を有して居たのであるが、左黨は土地國有を提唱するものであるから、當然農民の好感に値したのである。

政治的なる農民暴動の第一は故意の租税の延滞である（プスカウ、ノヅゴロド、ツエール、ヤ）彼等は議會が正當に彼等の地位を認識するまでは納税の義務なしとして故意に之を延滞した。農民は又地方官憲殊に土地管理官を放逐した。第二は森林使用料の不拂である。從來農民は國有林中の牧場に家畜を放牧し、是に對し手数料を拂つて居たのであるが、一九〇六年の夏には恣に家畜を放牧し何等の手数料をも拂はなかつた（例カストロマ）。同年の冬に至り農民は燃料として恣に國有林を採伐した（例プスカウ）。而も官憲は是に對し何等の督促をなし能はざる程に威力を失つて居たのである。放牧には全村舉つて参加したが、採伐は個人的に始まり後に全村的となつた。右の外ツエール州に於ては農民は租税を延滞し官憲を放逐したるのみならず、農民自身の手に於て行政機關を設立し、經濟的政治的利益を代表せしめんと企てた。要之、非黑壤帶の暴動は黑壤帶のそれに比し收治的動機強く且つ掠奪、放火、殺人等の暴行が少ない（無かつたのでは無い）。かく一般的に暴行の少かりしは警察力が割

合に有力なりしことにも原因するのである。

四 農民暴動の終局及影響

農民暴動は農民が十九世紀末以來の貧困と飢餓との極端なる苦痛を逃れんが爲めに、盲目的爆發的に行うた運動である。これ平和なる方法を以て苦痛を訴へ希望を述ぶることを許されざる階級の踏むべき道を踏んだに過ぎぬ。然るに此の運動は甚だ無意味に且つ慘酷に終局した。或地方にては農民と地主とが妥協し（例エカステリノスラフ、チエルソン）或地方にては農民間の不統一のために自然に消滅したが（例サラトフ）かくの如きは僅小の例に過ぎずして大部分は銃劍と砲火とを以てする政府の暴行に由りて鎮定せられたのである。革命運動の進行中手を束ねて傍觀を餘儀なくした政府は日露戦争の絡結と共に急に兵力を以て抑壓に着手した。民衆の怒りに對する誠實の理解と同情とを有たぬ政治家のなすところは何れの國に於ても同一である。最も狂暴に行動したのはコサツク兵であつて、彼等は鞭と武器とを以て農民を家畜の如く鞭ち且つ傷けた。最も慘酷なりしはチエルソン州にして、政府は戒嚴令を布き、村落を大砲を以て圍み、農民の家に向つて發砲し、農民を奴隸の如く處分した。かくして農村に秩序と平和とが復活したのであるが、かくの如き平和と秩序の無價値なるは言を俟たぬ。

農民暴動は如何なる影響を有したのである乎。これにつきましては種々の方面から觀察せねばならぬ。

第一に經濟的に觀察すれば其効果は甚しく尠なりしものである。暴動前と暴動後とを比較するに、農民の經濟的地位は殆ど何等の差異が無い。地價及び小作料の少しも變動せざりしものにエカテリノスラフ州ポードリン州の如きが有り、サマラ州キエフ州にては勞銀は非常に僅少の程度に於て騰貴したに過ぎぬ。而も生活必需品も同様に騰貴した。不思議なるはかゝる暴動の後にも係らず土地の賣買價格が却て騰貴の傾向を有したことである。ウオリノエン州の如きは一九〇五年に一デシヤチン一八〇ルーブルなりしもの、一九〇六年には二五〇ルーブルとなり、場所によりては三〇〇ルーブルとなつたのであるが、これに關する官廳の調査は人口の増加を唯一の原因と説明して居るのである。全露に付きて見れば勞銀は僅少の騰貴をなしたが、地主は器械の使用を、より安全と考へて之を輸入し初めたから却て農民は勞働の機會を失つた。唯暴動後の兩三年間に於て大地主が農民土地銀行に對し多くの土地を賣却したから、農民の私有地構成に便宜となつた。要之、農民暴動は經濟上大なる効果を生じたと謂ふを得ない。

第二に社會的に見れば農民暴動は農民をして自己の社會的地位を認識せしめ階級闘争的氣分を醸成し、階級間の分裂を強めた傾向が有る。闘争は忌むべしと雖も、不合理に壓迫を試むる階級に對し、自己の正當の權利を主張する手段としては止むを得ない。從來、屈從に屈從を強ひられた農民が此の

自覺を有し來りしは一の進歩と見ねばならぬ。

第三に政治的に見れば農民暴動は農民の政治的知識を啓發する効果を有した。少くとも彼等は自己の主張を代辯し吳るゝ政黨の存在を知つた。更に大なる政治的影響は、政府をして農業改革を立法せしむるに至つたことである。

要之、農民暴動は計畫的秩序的の革命運動に非ずして、疾苦に堪へ兼ねたる農民の盲目的爆發的行動である。それだけに該運動は一層深刻の意義を帯ぶる。少數者の利益の爲めに大多數の幸福を掠奪するが如き組織の、いつかは破綻し崩壊する冷かなる歴史的原理は何人の力を以てするも妨ぐるを許さぬ。政府は農民暴動に逢うて遽かに農業改革の勅令を發布して農業組織を變更し、農民の幸福を増進せんとしたのであるが、時すでに遅く禍根は餘りに深く根ざして居たのである。

本章につきては左記の著書論文を参照した。

- (1) Preyer, 前掲書。
- (2) Blank, 前掲書。
- (3) Hörsch, Russland seit 1905.
- (4) Olgin, 前掲書。
- (5) Hindus, The Russian peasant and the Revolution, 1920.

第二十三章 農民問題に關する社會思想

一 概 論

農民問題に關する社會思想の分野が、鮮明且具體的となつたのは、農民暴動以後である。農民の暴動は露西亞の各社會階級に深刻な印象を與へた。殊に農民問題の中心たる土地問題に付いては活潑な論争が行はるゝに至つた。如何に農民問題を解決すべきかと謂ふ具體的問題に付いて露西亞の輿論が明白の分化を遂げたのは農民暴動以後であると見て差支へない。一九〇六年以後には所謂農業改革なるものが行はれた。該改革は在來のミル制度を廢して土地私有制度を確立し、舊式の經營様式を近世的の其れに進歩せしむるなど、種々の改革を實行したのであるが、而も其根本原則は後述の保守主義思想であつたから、貴族官僚以外の何人をも満足せしめなかつたのである。今日の露西亞を支配するものは社會主義思想であるが、革命以前に於て農民問題に如何なる社會思想が行はれてゐたかを知つておくことは無用でない。私はブレーアーに從て是れ等の社會思想を保守主義、自由主義、社會主義、國粹主義の四に分類する。先づ簡単に概念を示しておくこと次の如くである。

(1) 保守主義思想 此思想は如何なる代價を拂つても舊來の組織を維持しやうとするものを指すのでない。土地沒收の手段に依らず、現存の大地主組織を前提とし飽くまで其利益に於て農民問題を解決しやうとするものであつて、其支持者は貴族官僚の徒であつた。

(2) 自由主義思想 此思想は農民問題の解決につきては他の社會階級の利益を眼中におかず、農民階級の利益に於て是を解決すべしと主張する一派である。其れには思切つた土地收用が必要であるが、而も其れは現存の資本主義經濟組織と法治國的政治組織を前提とせねばならぬと説くのであつて、穩健なる自由主義者の懷いた思想である。

(3) 社會主義思想 露國近代の社會主義は殆んど獨逸の社會主義の分身たる觀が有る。マルクスの傳統を忠實に奉ずる正統派もあれば、修正派に似たる少數派も有る。然し勢力を有したのは正統マルクス主義であつて、彼等は其見地より自國の農民問題を論じる。彼等は飽くまで土地の上に階級闘争を促進し未來國家實現の一助たらしめんと欲する。其見解に依れば露國大多數の農民のプロレタリア化は致し方の無いことであるのみならず、却て望ましいことなのである。

(4) 國粹主義思想 此思想は露國特有の世界觀、經濟哲學を代表するスラヴ主義の後身であつて、全土を特種の方法にて社會の公有とし、自己の勞力を以て勞働するもののみ土地を利益せしむべしと論じる。此思想は「農民即ち國民」と見るのであつて、露國に於て深き傳統を有し、理論上甚だ徹底する。

一九〇六年の農業改革は、近世農業史上最も大なる改革と稱せられるが、同改革は右のうち保守主義思想を中樞となし、自由主義思想を僅少の部分に於て採り入れたに過ぎない。第三の思想を代表する社會民主黨第四の思想を代表する社會革命黨は第一第二の議會に於て政府の改革案を全部否認した。大革命の成就した今日の露國に於ては既に保守主義思想全滅し、自由主義思想も同様の運命に在る。今日の露國を支配する農業政策上の思想は社會主義思想であつて、國粹主義思想も多少殘存する。これらの思想を觀察することは今日の露國を理解するに甚だ必要である。

二 保守主義思想及自由主義思想

貴族官僚の支持したる保守主義思想並に中産階級の支持したる自由主義思想は、もはや今日の露西亞より影を没したと見ねばならぬ。然し農政上、空前の大改革たる一九〇六年の農業改革は保守主義思想を原理とし、從屬的に自由主義思想を攝取したものであるから、茲には二者を對照しつゝ觀察しやうと思ふ。

第一の保守主義思想を支持するものは貴族、大地主、官僚政治家等であつて、社會主義の用語に従へば、所謂統治階級に屬する人々である。彼れ等は農民問題を以て國民的問題と考へず、單に部分的なる小問題に過ぎないといふが如き亂暴の議論をした。土地の缺乏は勞力不足に苦しむ大地主に勞力を提供する機會を與ふるものであるから、救済することは無用である。唯、最小地を所有する個人又は共同團體には多少の土地を與ふべきであるが、大多數の農民に對しては農業經營法を改善し、土地の生産力を増加せしむれば足ると説くのである。

農業改革前に彼等は、農民問題の解決法として約四個の提案をした。第一はミル制度を廢棄する事である。ミル制度に在りては團體員は其決議に絶対に服従せねばならぬが、これ農民の手足を鐵鎖を以て縛るものであるが故に、此制度を破壊するのは第一の必要事である。第二には新に土地の分合を行ふことを主張した。彼等は共同耕作制度に原因する農場交叉や耕作強制が如何に生産を阻害するかを指摘した。第三に彼等は農民を西比利亞や北方の國有地へ轉住せしむる内國植民を主張した。これ農民の土地を増大する唯一の策であつて、私有地の收用は斷じて不可なりと説いた。第四に彼等は契約による土地の賣買は一層圓滑にすべきであつて、其爲に農民土地銀行を擴大すべしと説いた。露國の大地主は、西歐のその如き資本主義的大農に非ずして今猶封建的色彩を有する消費的大地主が多いから、私經濟の困難の爲めに土地の賣却を希望するものが少くないのであつて、第四のやうな提案をしたのである。この思想の支持者は他の思想によりて主張せらるゝ土地收用論には絶対に反對して、大地主制度は露國の國民經濟上動かすべからざる原則なりと論じた。

保守主義思想は單に農業政策の形式的技術的方面より觀察するならば、其自身論理を無視して居ら

ぬ。然しながら此思想の本來の目的は大地主の私益の擁護に在り、農民問題の深き社會的意義に觸れざるものである。ミル制度が前世紀末に於て農業を衰頽せしめたことは争ひ得ない。また内國植民、土地の自由賣買、土地の新分合等が有力の解決方法たることも承認し得るが、これは何れも技巧の末に走りたる議論である。且つ其目的が自己階級の擁護に存することは心惜むべく、少數の階級の利益のために大多數の幸福を掠奪したが如きは到底今日の思想で無いのである。農業改革が保守主義思想を原理として企てられ實行せられたのは實に不幸であつた。

第二の自由主義思想は一部の學者や、ラヂカルでない知識階級や中産階級やの支持する所である。彼等は農民の土地缺乏を國民經濟上の緊切な事實と認め之を救済するには土地の大收用を行はねばならぬと云ふのを根本思想とする。次に彼等の言説の重要な部分を三個に分析して述べやうと思ふ。

第一に彼等は土地を新に給付して農民問題を解決すべしとの前提の下に、農民は幾何の土地を要するかの問題を熱心に論じた。露國は地方によりて自然的條件の差異が大きいから、全國の農民に對し土地を一様に包括的、機械的に分與することは意味を成さぬ。例へば伊太利のやうな氣候の黒海附近の農民に十分な土地も、一年に三月しか耕作期間のないアルハンゲルスク州の農民を養ふには足りぬのである。自由主義者は此點につき三個の原則を擧げて其の中の何れかによるべしとした。第一は分與地を農民の勞働力に相應せしむる原則である。それは中流農民の家族の勞働力を標準とするもの

で、理論的に考ふれば勞働權の實現と考へ得る性質のものである。第二は分與地を農民の消費力に相應せしむる原則である。現在の農民の耕作地は其生活最小限度の費用（衣服、住居、食料、租稅等）をも保障せざるが故に新給與地は此點を參酌せねばならぬと言ふのである。理論上、所謂生存權の實現と考へ得られる（自由主義者が此二權を基礎として立論したと謂ふのではない）。第三の原則は新分與地は少くとも農奴解放當時に與へられた最大限度の面積と相應すべしといふに在る。解放當時、農民に與へられた最大限度の面積が地方により異つて居たことは他の機會に於て述べたが、兎に角、新給與地は少くとも其れより少くはならぬと云ふのである。以上の三原則は活潑に議論されたが、消費力に相應せしむべしとの議論が最も勢力を占めたのである。

次に彼等は土地の收用方法を論じたのであるが、後述する第三、第四の思想と異り、頗る穩健であつて、土地收用には次の三制限を必要とすることを認識した。第一の制限は收用には適當の賠償を拂ふといふことである。第二の制限は國民經濟の繁榮を害する虞れの無い土地を收用するといふことである。大地主の土地であつても、十分に集約經營が施され、農民に勞働の機會を與ふるのみならず農業の進歩の先驅たるが如き土地は收用から除外する。第三の制限は收用は絶對に必要な範圍に止めるといふことである。自由主義は現在の私有制度を基本とする經濟組織を是認するのであるから、此制限を提唱するのは當然である。——然らば如何なる土地を收用すべきかと云ふに、彼等は第一に小

作地、第二に過大地主の私有地、第三に帝室御料地及僧院の所有地を擧げた。

四二二

第三に彼等は收用地の使用方法について論じた。之を國有地となすべきや、漸次農民の私有地となすべきや、國有地とせば如何なる形式にて農民に用益せしむべきや等が論ぜられたが多數の意見は是を國家の準備 Land fund として統一し、各農民の必要に應じて用益せしむべしとした。即ち國有地の範圍を擴大し其用益に新形式を創むるのである。

以上の根本的改革形式と共に農事試験場の設置、農業知識の普及、組合の奨励をも提唱した。

革命前、政治上に於て自由主義思想を支持したものは立憲民主黨（カデット）であつたが、同黨の凋落した今日の露國では、此思想の具體的の代表者もなくなつたと見ねばならぬ。而して農業改革は此穩健なる思想すらも充分に取り入れなかつたのである。

三 社會主義思想

農民問題に對する第三の思想は社會主義である。先づ露西亞の社會主義が殆ど獨逸の社會主義そのまゝであつて、マルクスの傳統が獨逸に於けるよりも、嚴格に支持されてゐることを注意せねばならぬ。（露國の社會民主黨も亦獨逸の社會民主黨の分身たるの觀があつたが、それよりも一層革命主義的世界主義的であるのは此度の革命にて明かとなつた。）農業に關し正統派の社會主義の説くところは

企業集中論即ち大農論及びこれに結果する大多數農民の無資産階級化を理論の骨子とするものであるが、露國社會主義者の農民問題に對する見解も、全然右の假定を前提として出發する。然し各國の農業の實際や、ダビット、ヘルツ、ベルンスタイン諸氏の研究は大農論に對する有力の反撃であつて、正統派の農業に關する意見は實際上、社會主義者側よりも疑はれてゐる。露國に於ても此論争がある。

先づ正統派社會主義の農業に關する見解を一言しておく。——それは頗る特色があり、論理的でもある。彼等は小農の生活の可能を全然否定する。中小農殊に小農が存続しつゝあるの事實は、彼等が過大なる労働を爲しつゝ過小の消費に甘んずるところの生活の欲望の寡小なるに基くものであつて、大農に比し中小農の収益が多いと云ふわけからは無い。經濟發展の原動力は、工業に於けるが如く、農業に於ても技術の進歩と資本主義の發達による企業の集中と云ふことである。土地が少數の經濟的強者の手に集中し、農業組織が大農中心となるは近代農業の争ふべからざる趨勢である。かくて土地の生産力は非常なる進歩を遂げるのであるが、一方に於て土地を失へる農民は或は農村を追ひ出されて故郷なき都市的工業労働者となり、或は賃銀によりて生活する農業労働者となる。兩者は共に無資産階級である。かくて必然に階級闘争が實現し、資本主義が遺憾なく其機能を發揮し終るの時、無資産階級の手によりて必然に社會主義的未來國家が實現すると云ふのである。——彼等はマルクス、エングルスが構成しカウツキーが大成した如上の獨逸風の理論を、其まゝに自國の農民問題にも遵奉し、

露國の大多數の農民が無資産階級に墮ちて行くのは未來國家實現のために却て望ましいと考へ、土地缺乏の問題についても熱心が薄かつたのである。

農民暴動の勃發した年に社會主義者は初めて具體的な農業改革案を論じ出した。社會主義的政黨たる社會民主黨の政綱は、純粹の社會主義的理論と離れて居る點があるが農民暴動後の社會主義者の言説も多少その嫌ひがある。然し骨子が其企業集中論に在るのは言ふまでも無い。其提案を三種に分ちて述べる。

1 農民の土地の自由處分を妨げる一切の法律を廢止すること。西歐にては農民の土地の自由處分を危険なりとして、是を制限する種々の法規（一子相続法、家産法、分割の制限其他）を定むる趨勢があるのであるが、露國の社會主義者がその反對の立法を提案するのは其教旨の必然の結果であつて、自由處分が行はれるならば土地は自然に小地主より大地主に集中し、從て無資産階級が増大し、階級闘争を激増すると云ふに在る。

2 農民に賠償金を返還するために特種の土地沒收と課税を行ふこと。社會主義論者は農民解放の際の分與地の代償として、農民が五十箇年賦償還の方法により支拂つた賠償金を農民に返還すべきことを主張したが、それは現實に貨幣を農民に與ふことを意味するのでは無く、此目的のために僧院の領地や御料地を強制的に沒收して賣却し、又農民解放の際、賠償を得た大地主を特種なる方法により

て課税し、かくして得たる貨幣を一定の基金として、農民の文化的向上を計るべしと云ふのである。此案は随分矛盾に富んだ案である。先づ土地の沒收可なりとするも、土地を購買し得るものは資本家であるのに、土地を最も必要とする農民に與へずして資本家に之を賣らんとするは本末の顛倒である。更に賠償を得た地主を特種の方法により課税すべしと云ふことも、一八六一年當時の地主は多く存在せず且つ其財産關係に變動を生じて居るから是も効果が少い。又基金を形成して農民の文化的地位を向上せしめると云ふことは其自身立派なことであるが、農業上の組織を改革することは更に緊切な問題と謂はねばならぬ。此案の中に注目すべきは沒收すべき土地の中に大地主の私有地を數へて居らぬことであつて、これ企業集中論より出づる社會主義らしき結論である。

3 農民解放當時の農民用益地を農民に返還する爲に特別委員會を作ること。これは土地缺乏問題に對して社會主義者の掲げた唯一の實際的な案であつたが實行上の効果はこれ亦少いと云はねばならぬのである。何となればかゝる土地の一部分は既に直接、農民の手に移り、一部分は農民土地銀行が購買してしまつて居るのである。その殘餘は分配すべく餘りに少い。

以上の三案は現實なる農民問題の解決法としては迂遠且つ矛盾に富んだものであるけれども、而もそれは社會主義的社會觀の論理的產物であることを承認せねばならぬ。畢竟、彼等は土地が大地主の手に歸して大多數の農民が貧民となることを望んだ。是に結果する階級闘争に彼等の希望の全部がか

る。彼等が大地主の土地を没收せずと説くは此意味に於てある。要するに農民問題に對する社會主義者の見解は客觀的觀察の產物でなく、其先天的假定から出發する演繹的議論である。其點より考ふれば彼等の意見には毫も論理的矛盾は存在しない。

四 國粹主義思想

第四は國粹主義思想である。國粹主義 Die Narodniki は露西亞の進化と使命との獨自性を強く主張する一種の國粹保存派であつて、單なる排外的偏見で無く、系統ある世界觀と經濟觀と經濟哲學を有するものである。此思潮は西歐主義と共に前世紀の露西亞思想史の双壁を成すスラヴ主義の後身である。其說に従へば西歐の社會は資本主義によりて表現せらるゝが、それは露國に於て存在せざるものであり、又發達不可能のものである。露國では農民と國民とは同意義である。各人は自己の生存に必要な土地を自己の勞力を以て耕し、自己の家族及び家畜を養へば足りる。露西亞はブルジョアの階級を必要としない、ミル制度及びアルテルが露西亞の社會の基礎であり、發達の原動力であると説いたのである。——かゝる觀念は露國の知識階級に多くの渴仰者を持つて居り、且つ露人の敬愛すべき思想の一であるけれども、實際には適せぬ議論である。露國は最も遅れて資本主義的精神の洗禮を受けたのであるが、今やその農業に於てすら漸次市場生産的色彩が濃厚となりつゝあるのである。次に私

は農民問題に對する國粹主義思想を三個に分ちて述べやうと思ふ。

第一に國粹思想は一切の土地の私有を解いて社會の公有に還元する事を主張する。彼等に従へば土地は本來自ら耕し得る總ての人の共有財産である。大地主制度は富人が貨幣の力を以て貧しき階級の利益を奪掠する制度であつて、社會的正義に反するが故に土地を没收して之れを社會化することは人道的であると説くのである。彼等は土地の社會化の必要を論證する一として大地主制度が農業經營上有害なりとの純粹の經濟上の理論をも取り入れて、大地主制度が土地の集約的經營を害することを非難した。この點に於て大農主義を唱ふる社會主義思想と猛烈に反するわけであり、又實際上二者は此點について激しく論争をしたのである。

第二に土地を社會化する方法に關しては硬軟の二派がある。第一派は強硬に理論を徹底せしめんとするもので、自己の勞力を以て勞働せざる一切の土地を沒收し且つ何等の賠償をも爲すを要せずとするものである。第二派は國民經濟上の要求を考慮するもので、土地は原則として沒收すべきも、小地主の土地は之より除外し且つ沒收には適當なる賠償をなすべしと云ふのである。これは抵當となつて居る土地が相當に多いから、之を沒收するときは經濟的危機の頻發すべきを恐れたからである。

第三に社會化された土地は如何にして用益すべき乎と云ふに、彼等は是を民主的に組織された村落團體に與へて各人の勞働條件に従ひ之を用益せしむべしとした。終局の目的は生産をも社會化するこ

とに在るのであるが、現在、直ちに實行し難いから、村落をして是が統制に當らしめ、勞力による土地分配を原則とせしむる。農民の家族は自己の勞力を以て勞働すべき土地の給與を請求する權利を有して居り、此權利は何人も侵すことの出来ぬものである。國家は何等の對償無しに是に必要な資本を貸與せねばならぬ。土地の給與に際して、其土地の農夫は他地の農夫よりも優先的である。各人は自己の住所のみならず、他地に於ても自己の勞力の許す限りは土地を請求することが出来るし、且つ自己の住地が勞働條件に適せざるものときは、國家の費用を以て、該農夫を他の裕かなる土地へ移住せしむる義務を有する。又或人が村落を脱退するか又は經營を縮小する場合には其土地は更に準備地に繰り入れられ、其農夫に對しては土地改良になしたる土地改良には賠償をするが、其持分たりし土地そのものについては何等の賠償をしない。それから土地の用益範圍と収益とに従て、各人は村落に對し租税を納付する。土地の小作や賃貸は絶対に之を禁ずる。以上の如く社會化された土地を一切、村落團體の統制に委すのが此思想の目的である。露西亞にてはミルがそれに該當する。彼等は一切の希望をミルに掛けて居るのであるが、其の年と共に廢頽して行くことは彼等の堪え難き苦痛とする所で、國粹思想を政治上に代表する社會革命黨が第一、第二のデューマに於てミルの廢棄を獎勵する一九〇六年十一月の勅令を認めることを何如に拒んだかは人の如るが如くである。

國粹思想は一の思想體系としては興味があるけれども、種々の點に於て實際上の缺點のあるのは承認せねばならぬ。國民即農民の説は感情的には快いが、他の生産者階級の存在理由を無視するものである。村落團體をして全土を統制せしむと云ふは社會制度として正義に合する形式なるも、少くとも今日の社會には其實行が不完全に終るであらう。勞働し得る者のみが土地を用益すると云ふ思想は倫理上の觀念として價値あらんも、社會が徹底的に革命せられたる後ならでは是れ亦實現が不可能であらう。然しながら國粹主義思想は露人一流の理想主義に出づるものであるから、其實際に疎しとの理由のみを以て是を捨て去るは早計であつて、吾人は同思想が數次の試練を経て堅實且つ實際的のものとなることを信ずる。

以上は簡單乍ら農民暴動以後に分化した、農民問題に對する社會思想の梗概であるが、今次の革命前にも略々同様の思想が並立して論争した。而して一九〇六年の農業改革は保守主義思想を原則としたものであつて、自由主義を僅少の部分にて加味したに止り、第三、第四の思想には毫も觸れて居ないのである。

然らば今日の露國を支配しつゝあるは右の内の何れなりやと謂ふに、それは第三の社會主義思想に外ならぬ。革命後、專制政治家の没落と共に第一の保守主義の消滅したのは言ふまでも無い。第二の自由主義は立憲民主黨の領袖たるミリウコフを外相とした第一次假政府の頃や中産階級との妥協を辭さなかつたケレンスキー政府の時代までは、尙權威を持つたであらうが、立憲民主黨が没落し且つ中

産階級が發言權を奪はれた今日に於ては、これも當分勢力を復活することは出来ぬと見ねばならぬ。政治上今日露國を支配しつゝある黨派は社會主義を奉ずる社會民主黨に出でたるボルシエヴィキの人々である。従つて大體に於て革命前、社會民主黨により支持されたる社會主義思想は今日に於ては農民問題に對する指導的基礎的なるものとなつて居ると考へられる。レーニン其他の人々はマルクス以下の人々が構成した社會主義の諸理論を最も精確に且つ大膽に行はんとするものであるが故に、單純に農民問題として取扱ふよりも、全部中の一部として取扱ふものと見るべきである。現政府は社會主義の究極目的たるあらゆる生産資料の公有を實行せんとしつゝあるのであつて、單に土地を大地主や貴族の手より没收して農民に分與すると云ふに止まらず、之を社會化せんとするものである。要するに思想の系統としては社會主義思想を基本として一層發展したものが現時の露國を支配しつゝありと觀察すべきである。然しながら第四の國粹主義思想は全く消えたのでなく、同派の人々が多年農民の間に植えたる思想は容易に消滅して居らぬ。農民が時々、レーニン政府に向つて反逆するのは、國粹思想の支持者たる社會革命黨の人々の煽動に依るものに外ならぬ。

本章につきては左記の著書論文を参照した。

- (1) Preyer, 前掲書。
- (2) Hindus, 前掲書。

- (3) Witte, 前掲書。
- (4) Wieth-Kaudsen, 前掲書。
- (5) Oganowsky, 前掲書。
- (6) Schlesinger, 前掲書。
- (7) Kautsky, Agrarfrage, 1899

第二十四章 農業の改革

一 農業改革の經濟史的意義

農民暴動以後、農業の革命を要求する聲は次第に熾烈となつてきた。保守主義と自由主義と國粹主義と社會主義とは白熱した論争を重ねた。一九〇六年の末、當年の首相ストリイピンは突如として勅令を發布し、疾風の如く農業組織の根本的改革に着手した。是れ所謂農業改革である。其の規模の廣大なる近世農業史上に比儔なしと稱せられる。該改革の根本方針の第一は在來のミル制度の諸原則を破壊し、土地の共有を變じて私有たらしめることに在る。第二は生産組織を改革して西歐風の集約的農業を樹立することに在る。第三は現代西歐農業の時潮たる干涉主義(註)を採り入れることに在る。

何れにせよ、露西亞の農業問題は此農業改革を境界として一大回轉を爲さんとした。

註 近代の西歐農業には二個の階梯が見られる。第一の階梯は農民解放以後に於ける自由主義の繁榮である。資本家的經濟組織の根本原則たる自由主義は農業界にも顯著に作用し、經營様式の發達に伴つて生産力が異常に進歩したが、他方に土地の集中を喚起し、小農を零落させ印度濠洲亞米利加其他の新開國の穀物競争は舊國の農業を打撃した。一八八〇年代後に所謂農業の危機 Agrar Crisis が西歐諸國を襲つた。此無制限な自由主義に原因する農業危機に對して現れてきたものが干渉主義の階梯である。前世紀末には農業問題に關する論争が活潑であつた。獨逸にてはロドベルツスを先驅とし、マクナー、クナツプ、ゼーリングなどが農民保護の必要を唱へ、從來農業問題に熱心でなかつた社會主義者も深き注意を拂ふに至り、フランクフルト大會（一八九四年）プレスラウ大會（一八九五年）の盛なる論争となり、カウツキイやグズイツトが大小農の可否について論争した。農業黨の首領カアニツツ伯は外國穀物專賣に關する有名案を一八九四年及翌年の議會に提出した。佛蘭西にては一八九七年の議會に於て六ヶ月に亘り農業保護の問題が論ぜられた。社會黨もマルセイユ大會（一八九二年）ナント大會（一八九五年）に盛に論議し、一八九三年にはジョーレスが外國穀物專賣案を下院に提出した。英國は穀物法 Corn Law の廢止以後（一八四六年）最も自由主義の弊害を現出して農業を衰頹させたが、前世紀末以後、土地國有や小農設定の運動を發生し、漸次に干渉時代に入った。干渉主義は農業者の自助的運動及び國家の政策の二種に分ち得るが、重要なのは後者である。其種類としては耕地整理、農業金融、農業保險、保護關稅、農業倉庫、家産法、一子相續法、地代農場、小農地設定、

地租の輕減などが擧げられる。

露西亞の農業改革は決して國民的期待を滿たしたもので無かつた。殊に農民の最も希望したところのもので無かつた。該改革は純然たる保守主義的精神に立つものであり、「大地主の利益を害しないやうに」といふ露西亞の支配階級の傳統的觀念に滿ちて居る。吾人は先づ規模廣大なる此改革が斯くの如く保守的なるものであることを承認しておかねばならぬ。

農業改革が一八六一年の農奴解放の如き社會的意義や社會的效果を有してゐないことは言を俟たない。然し純粹なる經濟的意義に於ては農奴解放に劣らざる内容を有して居る。減びつつあつたミル制度に最後の打撃を加へて土地私有の原則を樹立せんとしたことや、集約的生產制度を布いて多量の農業的生產を期待したことや、農業金融其他の施設を整へて小農の設定に努力を試みたこと等は明かに資本主義精神の深き影響を示すものである。在來の中世的なミル制度の下に於て農業が資本主義化する事は絶對に不可能であつた。露西亞の農業の資本主義化は農業改革を俟つて始めて其條件を具備したのであつた。

農業改革の立法者は二十年を期して全露西亞の共有地を私有地化する方針であつたと傳へられる。然しながら一九一七年の大革命は是等の計畫を一蹴し去つた。農民は農業改革の齎らす資本主義的害惡の洗禮を受けなくて済んだ譯である。然し農業改革の企てた生産制度の改革や農村組織の改造は、

より其實行の年代が短かつたにせよ、少からざる影響を後代に残すことと思はれる。私たちは生産力の旺盛なる發達を如何なる意味にても讚美する。唯、其指導精神が資本主義である場合に於て、其資本主義精神に反抗するのである。露西亞の農業の生産力の歴史を書く人は——よし保守主義者の手を以て企てられたにせよ——何人も一九〇六年の農業改革を閉却し得ないであらう。私も此意味に於て其の發生と内容と効果とを次に書く。

二 農業改革の成立

一九〇五年三月の勅令並にウキツテ案 農業改革が露西亞の現實の問題となつたのは一九〇二年以後である。同年、サラトフ州に於て農民暴動の第一の烽火が揚つた。是より先、農民の經濟生活は年々惡化し、兇作の襲來する毎に彼等は飢餓を以て脅かされた。是に對し伯爵ウキツテは一八九八年に一意見書を發表して農民問題が重大の意義を有することを指摘し、租税の改革、農民のみを律する特別法律の廢止、シベリヤ移民の獎勵等の對策を擧げたが、一般世論には大なる反響を見なかつた。此問題が一般より重視されるに至つたのは一九〇二年の初期の農民暴動以後である。

一九〇二年、ウツキテを議長とする特別委員會が作られた。委員會は「農民の貧窮状態を研究し其改善方法を發見することを目的とし、敢て實行に着手するものでないが、六百十八の各縣委員會に對

し「最も自由」に調査報告すべきことを命じた。二ヶ年を経た一九〇三年十二月に調査が完了したが農民の貧窮の驚異すべき状態が發表された。同委員會は調査終了後にも存續し、新農業政策の建設に貢献せんとしつゝあつた。

然しウキツテの開明的態度は露西亞の傳來的政策に反するものであつた。特權階級の巨頭は鳩首してウキツテの農業政策を破壊せんと企てた。而も他方に農民が暴動を全露に勃發し、是に伴つて農業の改革を要求する世論が沸騰し、農業上、保守派と急進派との争闘が白熱的に演じられた。其経緯は一九〇五年より一九〇六年にかけて、順次に政權を握つたトレポフ、ウキツテ、ゴレミキン、ストリイビンの政策上の變化の上に看取することが出来る。

一九〇五年三月三十日、官僚の巨魁トレポフは皇帝に請ふてウキツテの委員會を解散し、別に「農民の状態を研究するのみならず其改革を實行する」委員會を作つた。同日に發布された勅令はトレポフの委員會に對し實に重大な目的を指示した。即ち同委員會の主要な任務は「農民がミル制度より脱退せんと欲するときは是を援助し且つ其利益してゐる共有地を私有化することに」在りとせられた。ミル制度の破壊と共有地の私有化は農業改革の根本思想であつて、此基礎的方針は既に此時に確定されたと言ふことが出来る。一九〇五年五月六日には更に新農務省の組織に關する勅令が發布せられ、在來の「農業及國有地省」は「農業及土地制度主務省」となり、同時に内務省に屬してゐたシベリヤ移

民事務も此新農務省に所管されるに至つた。

農民暴動の擴大するやウキツテは新に政局に起つたが、農業問題の解決策として(1)餘剰人口に移民の機會を與へ新しい私經濟の成立を援助すること(2)經營法を合理化すること(3)新に耕作地を擴大し且つ土地割替に依り土地を細分せしめざることを唱へた。其實行方法として國有御料地の拂下、大私有地の收用、英國風の小農地の設定等を數へた。然し彼は官僚系の壓迫に依り一九〇六年四月十八日に辭職したから、何等の施設をも實行し得なかつた。

2ストライピンの實行 ウキツテの後にはゴレミキンが起つた。彼は憎惡の念を以てウキツテ案を破壊したが、彼自身の改革方針には曩に述べた國粹主義思想が顯著に作用して居り、また自由主義的見解も少からず主張されて居る。彼の根本思想はミルの保存に在る。然し在來の如く公法的共同團體となすことを廢して、是れを私法上の組合となし、ミルの機能をして單に經濟的方面に限らんとするのである。彼は一九〇六年四月に召集された第一議會 *Dunes* に改革案を提出したが、共有地の分離及び私有地の收用について議論が沸騰した。然し第一議會は農業問題よりも一層重大な問題を有してゐた爲めに同年七月十日に解散された。

ゴレミキンの跡には傲岸なる保守派の首領ストライピンが現れる。彼は第二議會の召集以前一九〇六年十月五日及び十一月九日の兩回に亘り、疾風迅雷の如く斷乎たる農業改革の勅令を發布し、直に

實行に移つた。第一の勅令は農民の特別法律關係を廢止したものである。(註) 第二の勅令は共有地を解體し私有地の確立を企圖したものである。農業改革として重大の意義を有するものが、前者に非ずして後者なることは言を俟たない。露西亞の農業組織は是に依り「共有より私有へ」といふ根本的革命を経験したのである。

註 一九〇六年十月五日の勅令は、在來農民のみを律した特別法律關係を全廢し、農民をも一般法律の下においた。從來ミルは特殊の法人として所屬の農民に對し財産法及親族法上の支配をしてゐた。同時に民法刑法も農民を特別の臣民として一般臣民より區別してゐた。十月五日の勅令は是等の特別法律を撤廢するものであつて、其主要の内容には次の如きものがある。

- (1) 農民も他の階級と同様に國家の官吏となり得ること
- (2) 學校入學につきてミルの許可を必要としてゐたが、是れを廢すること
- (3) 僧侶となるにつきて必要とした地方官の許可權を廢すること
- (4) 農民はミルの承認なくとも他の農村に居住し得ること
- (5) 末だ人頭税及其連帶責任を廢しない個所は是を廢すること

農業改革の勅令は、一九〇七年二月に召集された第二議會に於て左黨の人々より激しく非難された。然し第二議會も同年六月三日に解散された。該勅令が法律となつたのは、發布後三年半を経た一

九一〇年六月十四日である。是れを通過させた第三議會は、一九一〇年末に發布された骨抜き選挙法に依り選ばれた政府の傀儡たる議員を以て組織したものであるから、正當な世論を代表したものでない。一九一〇年の法律は三章六十條に分れる。更に一九一二年には重要な補助法として土地制度法が出た。(註)

註 農業改革は一九〇六年十一月九日の勅令に依り根本的内容を與へられ、一九一〇年六月十四日の法律を以つて確定したが、一九〇六年前後には農業改革に關聯する幾多の法令が發布された。今其諸法令を發布の年月に従つて列擧して見ると次の如くである。

- (1) 一九〇三年勅令 租税の納付及延滞に關行するミルの連帶責任を廢す
- (2) 一九〇五年三月勅令 農民がミルより脱退せんとするときは是れを援助し且つ在來の用益を私有化することに援助する。此勅令は農業改革の第一端緒である。
- (3) 一九〇五年(十一月)勅令 農奴解放に際して定められた賠償金の未済分を全免する。
- (4) 一九〇六年(三月)勅令 農民銀行をして其購入地を擔保として債券を發行し得ることを許す。
- (5) 一九〇六年(八月十二日)勅令 御料地を農民銀行に拂下げる。
- (6) 一九〇六年(八月二十七日)勅令 國有地及國有林を農民銀行に拂下げる。
- (7) 一九〇六年(十月)勅令 農民に對する特別法律關係を廢止す。

(8) 一九〇六年(十一月)勅令 共有地の廢止に援助する。

(9) 一九〇六年(十一月十五日)勅令 農民が新に土地を購入する爲に其用益地を農民銀行に抵當とすることを許す。

三 農業改革の内容

一九〇六年十一月九日の勅令は農業改革の根本法である。同令は主として次の事項を規定する。

一 ミル所屬の農民は自由意志を以てミルより脱退することが出来る。在來、割り當てられてゐた共有地は其農民の私有となる。同時に共同團體自身も、世襲用益地の農民に對し、共同團體より脱退することを請求し得る權利が有る。

二 過去二十四年間に土地割替の行はれなかつた共同團體の農民は、現に用益しつつある共有地を其儘に自己の私有地となすことが出来る。

三 過去二十四年間に土地割替の行はれなかつた共同團體にして今後の新割替に依り農民の割當面積の減少すべきものに在りては、農民は其減少すべき面積を切り離すか、若くは其補償を共同團體に支拂ふて、現在の用益地を其儘に私有とすることが出来る。

四 共同團體は共有地が世襲用益地となつてゐるか若くは他の私有地と混じてゐる場合に於て、全

員の三分の二の決議を以て耕地の整理を行ひ、全共有地を私有とすることが出来る。

右の勅令が共有地の廢止を強制的にしなかつたことは注意の價値が有る。是れ嘗つて獨逸諸國に行はれた共有地分割 *Gemeinheitsteilung* に比して多大の差異である。

農業改革は共有地の廢止と耕地の整理とを根本目的とするが、同時に一九〇六年前後には國有地御料地の拂下や農民銀行の土地賣却方法について幾多の法令が發布されたから、農業改革の内容は是れを(1)土地所有權に關する改革(2)經營様式に關する改革(3)農民所有地増加策の三に分類することが出来る。三者が各々密接に關係することは言を俟たない。以下、項を追ふて其内容を檢する。

1 土地所有權の改革 ミルは中世的封建的の經濟組織である。農業改革はミルの土地共有の原則を破壊し、新に土地私有の原則を樹つることを根本目的とするのである。今、この土地所有權の改革について注目すべき點を擧ぐると次の如くである。

一 先づ農業改革が共有地の廢止を強制的にして居ないことが注意に値する。農民は自由意思を以てミルより脱退することが可能であり、世襲的の用益地の使用者たる農民は現在の用益地を其儘私有地と宣言することが出来、また共同團體自身も多數決を以てミル制度を解體し私有地となすことが出来たのであるが、而も他方に於て共有地の廢止を欲せざる村落は依然として舊來の原則を保持して行くことが出来るのである。經營様式の改革に於ては、舊組織を維持する共有地の耕地整理方法すら叮嚀

に規定されて居るのである。斯くの如きは、農民經濟に根柢深きミル制度を一朝に破壊することの危険を懼れたこととミルの保存を唱ふる社會思想が當時甚だ有力であつたことに原因する。

二 次に注目すべきは新に成立する私有地の所有權者を家族自身とせずして個人としたことである。所有權の主體を個人とすべきか、家族自身とすべきかに關しては大に議論が有つた。露西亞の農民には未だ近世的の個別的家族の現れないのは勿論、猶昔日の大家族制度の佛を有するものすら有る。家族は共同消費團體たると共に共同生産團體でもあつた。従て個人と家族と何れを土地所有權の主體とすべきやは可成重大の問題であつたが、農業改革の立法者は斷然、是を個人に限定する原則を採用したのである。共同生産に従事する家族中、家長を以て土地所有權者とするか、若くは家族の勞動力の中心をなす壯年者とするかについては、各ヴオロストの裁定に俟つこととした。然し例外として母と子、若くは多數の親縁者の共同に用益する土地は是を共同地 *Gemeinsames Eigentum* とする、とを許した。更に女子にして共有地の用益者たるものが有つたが、是に對しても所有權者たり得ることを定めた。また多數の親縁者の用益する土地にても其中心たる男子の希望に依りては個人的私有地とすることを許された。

三 然らば農民が共有地より私有地となし得べき土地の廣さは如何。農業改革の立法者は是れに對し、原則として在來の用益地を其儘に私有地となし得ることを定めた。即ち(1)農奴解放以來、割替の

無かりしもの(2)過去二十四年間に割替の無かりしもの(3)過去二十四年間に割替行はれたるも將來の新割替に依りて用益面積の減少せざるもの三者に在りては、現在の用益地が其儘に私有地となるのである。然し將來の新割替に依りて用益面積の減少すべきものに在りては、是れに相當する賠償額を支拂ふて是れを取得するか、若くは是れを切り離さねばならなかつた。右の賠償については露西亞帝國發行の國債若くはその認定した公債を政府より其農民に貸下げ且つ共同團體をして其保管に當らしめた。

ミルを脱退した農民は最早、村落の共有地について何等の發言權を有しない。即ち該村落の農民に對する經濟上の共同關係は消滅する。然し行政關係については従前通りの權利が有り、ミルの會合に出席して行政的事項に關し投票權を行使し得たのである。

ミルを脱退した農民が共有地に關して、何等の發言權を有しないことも言を俟たない。然し牧場森林、水利、共同果樹園、共同小作地については依然として舊の如き用益權が有る。また村落全體にて所有してゐた資本——例へば共同にて買入れた農具——についても依然として用益權が残つてゐた。されば土地所有權に關する改革は嚴密に共有地のみに限られたと見ることが出来る。

2 經營様式の改革 農業改革の他の一面たる經營様式の改革は、在來の生産組織の不合理を打破し、所謂耕地整理を斷行する改革である。露西亞の土地の沃度が決して西歐の夫れに劣らざるに拘らず、

其生産組織の不合理であるために、生産率の甚だ低いことは曩に述べた。歴史的結果たる此状態を打破して合理的な耕作様式に進化させることは必然に土地所有權の改革と伴はねばならぬ。而して農業改革の價值が、所有權上の改革よりも此方面に存したことは論ずるまでも無い。

凡そ農政上耕地整理を分ちて次の四とすることが出来る。

一 第一は耕地の細分状態は在來の儘とするが、畦畔を整理して合理的の通路を作りて通行に便するものである。是れに依りて各人が一樣に播種收穫せざるべからざる耕作強制 *Flurzwang* を廢止することが出来る。是れを *Feldbereinigung im engeren Sinne* とす。

二 第二は農場交叉を整理する爲に、細分された耕地を數個の耕地に統一する方法であつて、三十ほどの細分耕地は四または五の耕地となすことが出来る。これを *Konsolidation* といふ。

三 第三はすべての各人の散在的な耕地を出來得る限り、夫々一個所に集中し、正方形か長方形の理想的耕地形態を構成するものである。これを *Verkoppelung, Kommensation Verwannung* といふ。

四 第四は第三と同じく散在せる耕地を理想的體型に作り上げるのであるが、同時に在來の村落を分解し、農民の住家を各耕地に附屬せしめて、所謂疎居制 *Hofsystem* の村落を構成することを目的とするものである。是れ最も理想的な耕地整理であつて *Abbau, Vereinödung* といふ。

一九〇六年の農業改革は以上の何れの原則に従つて耕地整理を行つたのである乎。其れは著しく急

進的であつて、他の諸政策と面目を異にする。即ち單に耕地間に通路を附するのみなる第一法は全然顧みられず、また農場交叉の整理のみを目的とする第二法は例外として採用されたに過ぎず、原則として最も合理的の整理方法たる第三法第四法が採用されて居るのである。農業改革の立法者が獨逸殊にプロイセンの善き模範を學んだとは言ひながら、第三法第四法を原則としたことは大に賞するに足りる。

更に耕地整理に要する一切の財政的費用は總て國家が負擔した。當事者は單に勞務のみを提供すれば足りた。また耕地整理は、共有地より私有地に移りし土地のみならず、一切の共有地にも及び更に私有地をも對象としたのである。従つて農業改革の立法者の企てた耕地整理は甚だ大規模のものとなつた。

農業改革の企てた耕地整理は根本的には次の二種に大別することが出来る。即ち第一はミルを脱退した農民の個別的私有地、若くは共同耕作制度を廢棄した村落の土地を對象とする耕地整理であつて、個々の農民の私經濟の成立を目的とするものである。第二は舊の如く共同耕作制度を保存する村落の共有地を對象とする耕地整理である。農業改革の立法者は前者を個別的組織 *Einzelorganisation* 後者を集團的組織 *Gruppenorganisation* と呼んで居る。次に今少しく兩者の觀察を試みよう。

一 個別的組織 個別的組織は共同耕作制度を廢棄して共有地を私有地に變更した村落、並にミル

を脱退して自己の用益地を私有地に變更した農民の土地に對して行はるゝものであり、農業改革の根本的方面である。其目的は各人の耕地と住家とが相接近せる疎居制 *Hofsystem* の樹立に在るが、露西亞の如く農民が村落に密集する密居制 *Dorfsystem* の農村組織に於て、疎居制の實現は甚だ困難であつたのである。

(a) 先づ村落全部にて共有地を廢止したものの耕地整理は割替制度を行ひ居たる村落と、既に世襲的用益制度を行ひ居たる村とに別ちて觀察せねばならぬ。後者に於て農民は直に其用益地の所有者と見做されるから、比較的に農民の經濟狀態を變更しない性質を有する。是に在りては耕地整理は五分の一若くは三分の一の同意を以て行はれる。然るに從來割替制度を行ひ居たる村落にては五分の一の多數に依りて耕地整理を行ふ。農民が購買其他に依つて獲得した私有地が共有地と混淆せる場合には、全部の農民の三分の二の同意を俟ちて、整理が施される。而して其方針は成るべく從來の用益面積と均しからむるを目的としたが、自然的條件の著しく異なる場所にては、品質的に各人の耕地を定めた。耕地以外の森林牧草地も耕地の割當狀態に應じて分配されたが、是に依つて細農や土地を所有しない農民は森林其他に關する用益權を失つた。(斯くの如きは嘗つて獨逸地方の共有地分割に際して見られた惡例であつた。)

(b) 次にミルを脱退した農民の私有地については、前者と同様に成るべく同一面積を取得させること

を目的としたが、自然的条件の許さない場合には品質的土地を交付した。

個別的組織は疎居制の成立を目的としたが、而も充分に是れを貫き得なかつた。此方面に於て農業改革の當事者の採用したる方法は二個の型に大別することが出来る。それは耕地と住居との位置の關係に依るもので、Chutor と呼ぶ第一型のもは耕地と住居とが密接し、Otrub と呼ぶ第二型のもは二者が分離する。此二型のうちにも更に次の數種に分ち得るのである。

(イ) Chutor

(1) 住居が正方形の農圃の中央に在るもの。

(2) 長方形の農圃に於て、住居が長い線上の五分の一より短からざる位置に在るもの。

(3) 農圃が個々に分れてゐるが住居が耕地内に存するもの。

(ロ) Otrub

(1) 散在する農圃を一地域に整理するが、耕地と住居とが矢張り分離してゐるもの。但し成るべく兩者を接近させる。

(2) 耕地を一地域に整理するが、住宅は原則として村落に在るもの。

以上の二體型——都合五個の内容を有する——が盡く完全には行はれなかつたのは言ふまでもない。更に種々の事情に依り、多くは疎居的なる Chutor よりも、密居的なる Otrub に従はざるを得な

かつたのである。

二 集團的組織 集團的組織は在來の生産組織たる共同耕作制度を其儘に保存しておき、共有地上に耕地整理を行はんとするものである。是れ露西亞特有の農村事情の然らしめた處である。然し立法者の眞意は將來共有地が私有地に變化する日を豫想して其準備をしたものに外ならなかつた。

集團的組織の中にも最も注意すべきものは新共同團體の成立を計畫した事である。それは集合村落 *simplanige Dörfer* の分離及び大村落の分離の二に分れる。集合村落に在りては五又は六の村落が集合して一單位となり、共同の共有地を定期的に割替へて居たのであつたが、各村落は個別的に其住民の單純な多數決を以て該集合村落より分離することが出来た。各村落の間に於て既に經濟的強弱が生じてゐたから、此改革は經濟的に強力な村落の專制を防禦する上に於て有效であつた。然し耕地整理はやはり同一の用益面積の分賦を原則とし、品質的な耕地整理は第二次に採用されたに過ぎなかつた。次に大村落の分離とは人口數千人を有する大村落が適宜の小團體に分化することを指すのである。大村落に在りては農場交叉は大となり、住宅の位置は愈々耕地より遠ざかるのであるから、此種の整理は如何にも必要であつた。然し疎居制を採用することは全然不可能であつた。何となれば疎居制を採用するときは村落自身を解體せねばならなかつたからである。大村落が此種の整理をする場合は三分の二の多數決を以てすることが必要であつた。

猶ほ集團的組織のなかには農業法の改善や、農民の用益地と非農民の所有地との交叉の整理や、地役權の廢止などが含まれて居た。

3 農民所有地増加策 農業改革は單純に生産的必要のみに促されて發生したもので無く、其の深き原因は農民の恐るべき貧困を緩和する社會的方面に在る。従つて農業改革の根本的方針は共有地の廢止よりも耕地の整理よりも、農民の「土地の飢饉」を救ふ事にあらねばならぬ。一億萬人の共有地農民が前世紀の後半より僅小なる共有地上に慘憺たる生活を營んで来たことは屢々述べた。されば農業改革は先づ第一に農民の土地缺乏を救ふべきであつたに拘らず、而も實際に於て此の問題は甚だ軽く取扱はれてしまつたのである。是れは露西亞の支配階級が農民の貧窮の原因を共同耕作制度や經營方法の粗放なることに結び付け、其の切實な「土地の飢饉」に對して眼を掩ふて来た結果に外ならない。

當年の社會思想が大地主の所有地を收用すべきことを主張しつゝあつたことは曩に述べた。是は保守主義者を除き、自由主義者も國粹主義者も社會主義者も均しく唱へて居たところである。然るに保守主義の支持者であつた政府は是等の輿論に全く耳を假さず、終に大地主の所有地について一指をも觸れなかつた。

政府は農民の土地缺乏を救ふために國有地や御料地を以てせんとした。一九〇六年以來、政府は屢

々此の兩種の土地について大規模な貸下や拂下を斷行した。然しながら國有地や御料地は森林や不毛地が多く、農業的生産に大なる價值を有しなかつた。肥沃な農業地は大地主の私有に係るものであつた。従つて農業改革の企てた農民地増加策は徹底的效果を有するものでなかつた。

他方に於て、政府は農民土地銀行を督勵して農民地の増加に努力せしめた。同銀行は一八八二年五月に創設された國立銀行であり、貴族土地銀行と共に露西亞の農業金融史に甚だ重要な地位を占める。其業務は債券の發行、土地購入資金の貸付、土地の購買、銀行所有地の分割賣却及小作貸付、農業經營資金の貸付等の多方面に亘り、權限も汎く、貸出高は一九一二年に於て十億留を超過し、世界有數の大農業銀行として知られて居た。同銀行が一九〇六年以後に於て政府の意を承けて損失を顧みず、積極的に行動したことは非常であつた。農民が此金融機關を有したことは、せめても幸福であつた。(註)

農業改革の主要の内容は以上の三者である。然らば其結果はどうであつたか。

註 露西亞の金融について Knudsen, Bauernfrage und Agrarreform in Russland, 第五章に詳しい記述が有る。右に依れば農業金融の系統は純然たる國家機關、株式組織の不動産銀行、相互組織の土地金融組合、公立の土地金融機關の四種類があつた。最も重要なものは第一類であつて、貴族土地銀行及び農民土地銀行が是に屬する。一九一二年に於ける貸出高を見ると貴族土地銀行七〇五、六六〇、六七四留、農民土地銀行一、

〇〇五、五四六、二八三留、株式組織不動産銀行七五二、八六一、八〇三留、相互組織のもの二四五、八二二、〇〇〇留、公立のもの一五三、一三二、一七六留であつて、總計二、八六三、〇二二、九三六留である。此二十八億留といふ数字は露西亞の如き大農業國の農業金融として決して豊富と言ひ得ない。

四 農業改革の結果

露西亞の農業改革は近世農業史に比類なき大改革と謂はる。其社會的意味が農奴解放に及ばないのは勿論であるが、純粹に農業的方面より見るとき、其効果は優に是れに匹敵する。

農業改革の機關は甚だ大規模であつた。先づ政府部内に中央農業委員會有り、其統括の下に各州及各縣に農業委員會が設置され、更に水利委員會や農業經營委員會が設けられた。農業委員會の主要の任務は、土地を測量して實行案を作り上げることにあつた。一九一〇年には七百七十人の上級技師、千六百六十人の測量技師、二千六百七十人の助手が活動した。

先づ經營様式の改革を見やう。此改革が個別的組織及集團的組織を包含することは前述したが、一九一一年末まで二者を通じて其申込者は二、六五三、二〇二人に達し、改革の實行されたものは八九一、〇三〇人に對し八、〇六七、〇三九デシヤチンに達した。今、是れを表示すれば次の如くである。

年次	改革豫定の分		改革完了の分	
	共同團體數	申込者數	共同團體數	申込者數
一九〇七	八九五	二七、四四九	七〇〇	一四、六二三
一九〇八	二、五七三	九四、〇八七	一、九四九	六三、二二六
一九〇九	六、七〇四	二七四、八三〇	五、五四六	二二二、〇〇〇
一九一〇	九、五九五	三七六、一六二	七、五八三	二七一、六七六
一九一一	一〇、六六四	三九七、七六六	九、三八一	三三〇、三二五
計	三〇、四三二	一、一七〇、二九九	二五、一三九	八九一、〇三三
				面積(デシヤ)
				一四八、八三四
				五八八、五〇七
				一、九二三、九四八
				二、三七二、〇〇五
				三、〇四三、七四五
				八〇六七、〇三九

經營様式の改革運動の最も盛であつたのはカルコフ、サマラ、エカテリノスラフ、ヘルソン、サラトフ、モスカウ、タムボフ、カザンの諸州であつた。

更に個別的組織及び集團的組織に分ちて觀察して見やう。

先づ個別的組織には一九一一年末までに申込者が一、三七四、五二〇人に達したが、改革を完了したものは約五十二萬三千デシヤチン餘に達した。年次別に見ると次の如くである。

共同團體數

申込者數

面積

一九〇七年

五六二

八、二四一

八八、九四二

第二十四章 農業の改革

四五二

一九〇八年	一、五二八	四二、一一〇	四三六、五二二
一九〇九年	四、一五〇	一一八、五二九	一、二二二、四四四
一九一〇年	五、八一九	一五〇、二六八	一、四五九、三八九
一九一一年	七、一〇六	二〇四、二六〇	二、〇五〇、八七三
計	一九、一六五	五二三、四〇八	五、二五八、一七〇

個別的組織は土地所有權の改革と關聯する。それは全村落が多數決を以て共同耕作制度を廢して共有地を私有地と變じたもの、並にミルを脱退して其用益地を私有化した個々の農民の耕地整理より成り立つ。されば個別的組織の數字は同時に共有地より私有地に轉じたもの、數字を意味する。今一九一二年末までの兩者の數字を見ると次の如くである。

共同團體數	申込者數	面	積
一 全村の決議を以て共有地を廢したるもの	八、九〇五	三九四、一五五	三、八七四、〇〇七 ^{アシャチン}
二 個々の農民用益地の私用地となりしもの	一〇、二六〇	一二九、二五三	一、三八四、一六三

次に集團的組織について一九一一年までに實行された改革を見ると左の如き數字が有る。

共同團體數	申込者數	面	積
一九〇七年	一三八	六、三七二	五九、八九二 ^{アシャチン}

一九〇八年	四二一	二〇、〇一六	一五一、九八五
一九〇九年	一、三九六	九三、七七一	六九一、五〇四
一九一〇年	一、七六四	一一一、四〇八	九一二、六一六
一九一一年	二、二七五	一二六、〇五五	九九二、八七二
計	五、九九四	三六七、六二二	二、八〇八、八六九

集團的組織の諸方法中、集合村落の分離及び大村落の分離を目的とする新共同團體の成立が主要のものであつた。其改革が集團的組織の改革の約九割を占めてゐる。即ち一九一一年末までに於て左の如き數字が有る。

共同團體數	申込者數	面	積
集合村落の分離	四、六八一	二九七、一八九 ^人	二、五二八、四二四 ^{アシャチン}
大村落の分離	三九五	七、一三九	八五、二七〇

集團的組織の他の方法は新經營様式例へば輪栽農法の採用や、非農民の所有地との交叉の整理や、地役權の廢止等であつて、相應の努力を以て遂行せられた。

最後に農地増加政策も相應に努力せられた。此政策が國有地御料地の貸下及び拂下より成り、農民土地銀行を其媒介機關とした事は前述した。一九〇七年より一九一一年までに貸下げられた國有地

は四、五三一、六八三デシヤチンに達する。亦農民銀行が同期間に土地を賣却したものは、個々の農民に對して三、五七六、六六五デシヤチン、農民組合に對して三五二、五八二デシヤチンに達してゐた。(註)

註 農民土地銀行は世界有数の大農業銀行であつた。今、諸種の方面より同銀行の事業を見ると次の如くである。

(a) 債券の發行 貸付資金の淵源として四分より六分に至る利率の債券を發行してゐた。四分より五分に至る利率のものが最も多かつた。一九一六年一月一日には一、三三五、七一、九四四留の債券が流通してゐた。

(b) 貸付期間 最長期は一九〇五年以後に五十五年半となつた。一九一二年に於て十一億留の貸付の中、約十億留は最長期の五十五年半であつた。

(c) 貸付の限度 評價額の九割乃至九割半を貸付ける。

(d) 貸出高 一九〇六年の貸出残高は四五〇、五九五、〇〇〇留であつたが、同年以後に激増し、一九一二年には一、一六七、九九四、〇〇〇留に達してゐた。

(e) 土地購入資金の貸付 農民銀行は土地賣買を媒介し農民に購入資金を貸した。一九一〇年には一億七千萬留も此目的のために貸出した。一九〇五年より一九一五年までに此貸付は八八五、六七九、二九一留に達し、其面積は七、九七九、五七〇デシヤチンに及んだ。

(f) 共有地抵當貸付 共有地を抵當とすることは禁じられてゐたが、農業改革は農民銀行に限り是を許可した。

一九〇七年乃至一九一五年に一〇、九四八、七〇〇留を此目的のために貸出した。

(g) 土地の購入 農民土地銀行は自己の名義を以て土地を購入し是を保有することが出来る。一九〇六年乃至一九一五年に四、三四六、四二七デシヤチンを買入れた。其價額は五三八、八〇四、五九七留である。農民銀行に土地を賣る者の中、貴族や大地主が最も大なる割合を占める。一九〇七年より九年にかけて、貴族や大地主が全土地賣却者の約八割であつた。

(h) 土地の賣却 銀行は農民に對し自己の保有地を賣る。一九〇八年乃至一九一五年の賣却地は三、九二八、二四七デシヤチンである。而して其賣却地の面積は一〇乃至二〇デシヤチンのものが最も多い。是れは小農設定の趣旨に出づる。

(i) 農民土地銀行の債務者 債務者は小農が多い。一乃至三デシヤチンの所有者が三割、三乃至六デシヤチンの所有者が二割五分を占める。

(j) 銀行の損益 一九〇五年頃までは三百萬留内外の純益を得てゐたが、一九〇六年には約二十四萬留、一九〇七年には百六十萬留の損失であつた。一九〇八年乃至一九一一年に於て一年の純益十萬留内外に過ぎない。是れは利益を眼中におかない當然の結果である。

以上の如く農民土地銀行は其營業範圍も權限も廣汎な農業銀行で、世界の農業金融中特異なものであつた。

要之、農業改革が露西亞の農業の生産的方面に多大の貢獻をしたことは疑ふことは出来ぬ。當時、

獨逸の學者パウエル・ロールバツハは、露西亞は農業改革に依りて國民經濟の堅固な基礎を作り得たから、今後一大資本國として、また恐るべき軍國として西歐羅巴を脅威するに至るならんと危惧したほどである。レーニンは農業の電氣化をさへ企て、居ると傳へられる。彼が猛烈な生産政策の唱道者たることは正統マルクス主義を信奉する當然の結果であるが、而も彼は此保守主義者等に依りて爲された農業改革が、其生産的方面の效果に於て、彼の今日の政策を扶くこと少からざるを覺ゆるであらう。然しながら農業改革それ自身は生産的方面に偏し、大多數の農民の土地獲得の欲望に觸れざりしものであるから、社會的には一層農民の不滿を助長し、延いて一九一七年の革命の源泉となつたと謂ふことも出来るのである。

本章は左記の著書論文を参照した。

- (1) Preyer, 上掲書。
- (2) Knudsen, 上掲書。
- (3) Mavor, 上掲書。
- (4) Anhagen, Zur Beurteilung der russischen Agrarreform. (In Russlands Kultur und Volkswirtschaft, herausgegeben von Sering. 1913.)
- (5) Kriwitschenko, Die ländlichen Kreditgenossenschaften in Russland, 1910.)
- (6) The Activity of the State Land Bank for the Nobility in 1916 (in International Agricultural Economics The June 1917.)
- (7) The Activity of the Peasant's Land Bank 上掲雜誌一九一七年八、九兩月)

参考した著書論文

本書は左記の著書論文を参考とした。

- 一 クルチエウスキー「露西亞史」三卷(V. O. Kuchevsky, A History of Russia. Translated by C. J. Hogarth. 3 vols. 1911—1913.)
- 二 メーホア「露西亞經濟史」二卷 (James Mavor, An Economic History of Russia. 2 vols. 1914.)
- 三 マレーズ「露西亞」(Sir Donald Mackenzie Wallace, Russia. Revised and enlarged edition. 1912.)
- 四 マンテナニウス「露西亞史」(T. H. Parthenius, Geschichte Russlands. 2. Aufl. 1917.)
- 五 モリス・ミアリング「露國民」(Baring, M., Russian People. 1911.)
- 六 コヴァレウスキー「露西亞の近代的習俗と古代法律」(Maxime Kovalevsky, Modern Customs and Ancient Law of Russia. 18)1.)
- 七 コヴァレウスキー「露西亞の政治組織」(Maxime Kovalevsky, Russian Political Institutions. 1902.)
- 八 コヴァレウスキー「歐羅巴の經濟的發達」第六卷 (Kovalevsky, Die Ökonomische Entwicklung Eur opas. VI. 1913.)
- 九 ネエツヘル「精神的露西亞の基礎」(Karl Motez, Die Grundlagen des geistigen Russlands. 1917.)

参考した著者論文

- 一〇 ハットナー「露西亞」(Alfred Hettner, Russland. 1916.)
- 一一 エモンレー外二人「露西亞」(Bealcy, Forbes and Birkett Russia, from the Varangians to the Bolsheviks. 1918.)
- 一二 ヲカリック「露西亞の精神」二卷 (Thomas Garrigue Masaryk. The Spirit of Russia. Translated from the German Original. „Zur russische Geschichts- und Religionsphilosophie“ by Eden and Paul. 2Vols. 1919.)
- 一三 クラメン「露西亞道德史」二卷 (Bernhard Stern, Geschichte der öffentlichen Sittlichkeit in Russland. 2Bde. 1907.)
- 一四 ラキサウレロヰイチ「スラブ人とは何ぞ」二卷 (Radosavljevich, Who are the Slavs? 2 vols. 1919.)
- 一五 シムカウキツチ「ミヤ」(Simkowitzsch, Mir, im Handwörterbuch der Staatswissenschaften, VI. 1910.)
- 一六 シムカウキツチ「農奴解放」(Simkowitzsch, Die Bauernbefreiung in Russland. im Handw. d. Statsw. II. 1909.)
- 一七 イシエニシマン「露西亞の國民經濟に於ける外國的要素」(B. Ischokaniam. Die ausländischen Elemente in der russische Volkswirtschaft. 1913.)
- 一八 ニューバーベルガー「露西亞の東方政策」第一卷 (Hans überberger, Russlands Orientpolitik, erster Band. 1913.)

- 一九 ラビノキツチ「露西亞に於ける労働者運動」(Sonya Rabinowitz, Zur Entwicklung der Arbeiterbewegung in Russland bis zur grossen Revolution von 1905. 1914.)
- 二〇 ホーウエ「露西亞一千年史」(Sonia Howe, A Thousand Years of Russian History. 1917.)
- 二一 シムレーマンガー「二十世紀の露西亞」(Schlesinger, Russland in 20. Jahrhundert. 1908.)
- 二二 ミウウコフ「露西亞と其危機」(Paul Miljounkov, Russia and its crisis. 1905.)
- 二三 ウキツチ「國家及國民經濟講話」二卷 (Graf Wille, Vorlesungen über Staats- und Volkswirtschaft 2 Bde. 1914.)
- 二四 チェン「露西亞に於ける革命運動の歴史」(Alphons Thun, Geschichte der Revolutionären Bewegungen in Russland. 1883.)
- 二五 フランク「農奴解放以後に於ける露西亞の農業労働者事情」Simon Blank, Die Landarbeiterverhältnisse in Russland seit der Bauernbefreiung. 1913.)
- 二六 アレキシンスキー「近代露西亞」(G. Alexinsky, Modern Russia. Cheap edition. 1914.)
- 二七 ツライグ「露西亞の商業政策」(Ernil Zueig, Die russische Handelspolitik 1906.)
- 二八 ニコライ・オン「農奴解放以後に於ける露國々民經濟」(Nicolai-on, Die Volkswirtschaft in Russland nach der Bauernemanzipation. 1898.)
- 二九 ブリュックナー「ベートル大帝」(A. Brückner, Peter der Grosse. 1879.)

- 三〇 プレアー「露西亞の農業改革」(*W. O. Preyer, Die russische Agrarreform, 1914.*)
- 三一 ウキート・クマードガン「露西亞の農民問題と農業改革」(*Wjeth-Knudsen. Bauernfrage und Agrarreform in Russland. 1913.*)
- 三二 ヒンダス「露西亞の農民と革命」(*M. G. Hindus, The Russian Peasant and the Revolution. 1920.*)
- 三三 ヘッカー「露西亞の社會學」(*Hecker, Russian Sociology, 1915.*) 同譯書、波多野鼎「ロシア社會學。」
- 三四 ラヴレイ「原始財産制度」(*Emile de Laveleye, Das Ureigentum, Deutsch von Karl Bücher. 1879.*)
- 三五 ツガン・バラノフスキー「露西亞工場史」(*Tugan-Baranowsky, Geschichte der russischen Fabrik. Deutsch von Minzes, 1900.*)
- 三六 ツガン・バラノフスキー「露西亞に於ける労働者保護法」(*Tugan-Baranowsky, Die Arbeiterschutzgebung in Russland. in Handw. d. Staatsw. I. 1907.*)
- 三七 クロホトキン原著、大杉榮譯「相互扶助論」
- 三八 クロホトキン原著、大杉榮譯「革命家の思出」
- 三九 クルチエウスキー原著、堀竹雄譯「露西亞史論」
- 四〇 メルニツク編纂論文集「露西亞人の見たる露西亞」(*Russen über Russland, ein Sammelwerk, herausgegeben von Josef Melnik, 1906.*) にておつは左記の論文を参照した。
- ノヴィコフ「村落」(*Alexander Norikow, Das Dorf.*)

- トトミアンツ「労働問題」(*V. Tokomicna, Die Arbeiterfrage.*)
- コルニコフ「農民問題」(*Alexander Korniow, Die Bauernfrage.*)
- スツルーズエ「露西亞の革命の諸觀察」(*Peter Struve, Betrachtungen über die r. Revolution.*)
- 四一 フルキッツ編纂論文集「露西亞の政治的精神」(*Russlands Politische Seele. herausgegeben von E. I. as Hurwitz, 1918.*) にておつは左記論文を参考とした。
- スツルーズエ「ラサカリズムと國家」(*Peter Struve, Radikalismus und der Staat.*)
- 四二 ゴーリング編纂論文集「露西亞の文化と國民經濟」(*Russlands Kultur und Volkswirtschaft, Aufsätze und Vorträge, herausgegeben von Max Sering, 1913.*) にておつは左記の論文を参照した。
- アウハアダム「露西亞農業改革の批判」(*Ahlagen, Zur Beurteilung der russischen Agrarreform.*)
- 四三 クラウス「露西亞の土地配分状態」(*Claus, Die Grundbeitzerteilung in Russland. im Schmoller's Jahrbuch. 1909. IV.*)
- 四四 ルチイツキイ「小露西亞に於ける土地所有の形式の歴史」(*Lutschitzky, Zur Geschichte der Grundeigentumsformen in Kleirussland, im Schmoller's Jahrbuch. 1896. I.*)
- 四五 オガノウムキイ「一九〇五年以後の露西亞農業問題」(*Oganowsky, Die Agrarfrage in Russland seit 1905. im Archiv für Sozialwissenschaft. XXXVI. 1913.*)
- 四六 クラウス「露西亞に於ける同盟罷業運動」(*Claus, Die Streikbewegung in Russland im Conrad's Jahrbuch.*)

hrbücher. 1908. P. 36.)

四七 イナマ・ステルネック「歐羅巴に於ける中世及び近世の人口」(*Anna-Sternegg*, Bevölkerung des Mittelalters und der neuen Zeit bis Ende des 18. Jahrhundert in Europa, im Handw. d Staatsw. III. 1909.)

四八 カウツキイ「農業問題」(*Kautsky*, Die Agrarfrage. 1899.)

四九 ブーヘンヌバー「農業及農業政策」二卷 (*Buchenberger*, Agrarwesen und Agrarpolitik. 2 Bde. 1892.)

五〇 ヴィンホルム「共同耕作制度論」(*Winzen*, Feldgemeinschaft, im Handwörterbuch der Staatswissenschaften. III.)

右の外、Leroy-Beaulieu, Russen und Zarenreich (Deutsch von Rezdol, 1884), Schulze-Gävernitz, Volkswirtschaftliche Studien aus Russland, 1899. Simkhovitsch, Die Feldgemeinschaft in Russland, 1898, Kulczycki, Geschichte der russischen Revolution. 2 Bde. 1911. 等の諸名著を参照し得なかつたのは遺憾とするところである。また農政學、社會學、經濟史等に關するカウツキイ、オツムンハイム、ラツツエル、シエモルラー、バルト、マックス・ウエマー等の諸學者の著書に依り、直接間接に益を被つた事の少くないことを附記しておく。

註 釋

第一篇 古代の露西亞社會

(1) Ratzel, Völkerkunde. 2. Auflage. 1894, II. P. 372. に左の文句がある。これは中央亞細亞の遊牧民を觀察して述べた結論である。

„Der Nomade ist als Hirt ein wirtschaftlicher, als Krieger ein politischer Begriff. Nun liegt es immer nahe, aus irgend einer Tätigkeit in die des Kriegsmannes und Räubers überzugehen.“

(2) 露西亞の國粹主義たるスラヴ主義 Slavophilentum の人々。露西亞の社會思想を簡潔に叙述した Hecker, Russian Sociology, 1914 を見よ。

(3) Kluchevsky, A History of Russia, I. Chapter III. P. 28—38.

(4) Kluchevsky. I. P. 32. に次の文句がある。

“To trace the starting-point of the history of a nation, we should look, first of all, to the memory of its people. A nation is an aggregate of individuals not merely living together, but acting together,..... The earliest traditions current in national memory, the earliest form of social life adapted to unite the national forces in common action — these, in my opinion, are the two intimately connected factors which

define the starting-point of a nation's history.”

- (5) Mavor, An economic history of Russia, I. P. 9
- (6) クルチエウスキーは古代スラヴ人の間に行はれた神話は是れを二大群に分ち得るとなして居る。第一は自然崇拜の宗教的感情に溢れたものである。蒼空は Svarog の名の下に、太陽は Dazhobog または Volos の名の下に、雷電は Perun の名の下に、風は Stribog の名の下に崇拜せられて居た。火や、他の自然力も同様に畏れられた。Svarog が最も偉大な神であつて、Volos の父である。神々の家族關係について特種の神話が作られなかつたやうであるが、第十世紀の初期にアラビヤの一行家はヴォルガ河畔に於て露西亞人が或神の偶像と共に其妻子たる神々の偶像を拜し且つ犠牲を捧げてゐたのを見たといふ。古代のスラヴ人間には何れの原始社會にも見るが如くに魔術師が有り、民衆に對して大なる勢力を有した。神話の他の方面は祖先崇拜である。是れは自然崇拜よりも一層の發達を示して居る。特に祖父及び數人の祖母(これは當時は多妻の行はれてゐたことを示す)は氏族の守護神として信じられた。祖先崇拜は氏族團結の紐帶であつた。Siaber の語は最初「血縁者」を意味して居たが、後には「隣人」「同僚」の意味を得た。

- (7) Maxime Kovalevsky, Russian political institutions, P. 6.
- (8) ルドルフ・フォン・イェーリング原著、井上哲治氏譯「歐洲民族文化史」(原名 Vorgeschichte der Indoeuropäer, 1894) 第三編第四編參照。
- (9) Kluchevsky I. P. 40.

- (10) Pantenius Geschichte Russlands, P. 4.
- (11) Kluchevsky, I. P. 50.
- (12) Pantenius, P. 5.
- (13) Kluchevsky, I. P. 61—62.
- (14) Nitzel, Die Grundlagen des geistigen Russlands, P. 15—16.
- (15) ネストルに従へば古代のスラヴ人及び Chuds (芬蘭人をいふ) はヴァリアークに朝貢してゐたが、一旦是れを追ひ、自ら治むるに至つた。然るに家族は家族と争ひ、人は人と争ふ状態であつたから、相互に協議して使者を海の彼方に送りルリツクを王として迎立したのであるといふ。Beazley, Forbes and Birkett, Russia from the Varangians to the Bolsheviks, P. 4—7, Baring, Russianpeople, P. 76.
- (16) Baring, P. 76.
- 17) 所謂社會學的國家觀 Soziologische Staatstheorie を奉ずる學者は、如何なる國家も征服に起源することを主張する。外觀上、その例外をなすものとしては第一には發達した二個の國家の合同するもの、第二には「狼の國家」が有る。「狼の國家」とは、羊が其襲來者たる熊を防禦するために狼を王とする童話を假り來つたものであつて、弱小の平和な種族が外敵を防ぐ爲めに他の狂暴な種族を王することに依りて成立する國家を指す。此譬喩は Katzenhofer も用ゐた。Oppenheimer, Der Staat, 1912, P. 9.

- 18) Mavor, I. P. 15.

- (19) ビザンチンより富のみならず文化が流入した。キエフ市は希臘の建築家や藝術に依りて飾られた。聖ソフィヤ寺院のモザイクは此古代都市の富と文化とを立證して餘りある。Baring, P. 81.
- (20) Hettner, Russland. P. 39—40.
- (21) Kluchevsky, P. 18.
- (22) Hettner, P. 89.
- (23) Schmoller, Grundriss der allgemeinen Volkswirtschaftslehre. erster Teil. 1920. P. 368.
- (24) Russ なる語は芬蘭語にて「漕者」を意味しヴァリアーク人を指したものである。本來のスラヴ人を指したものはス。Kluchevsky, I. P. 56—60. Beazley, etc., Russia P. 3—4. Baring, P. 78.
- (25) Kluchevsky, I. P. 90.
- (26) Mavor. P. 18.
- (27) Kluchevsky, I. P. 90.
- (28) Beazley, etc. P. 34.

第二篇 自由農民の時代

- (1) キエフは蒙古來襲以後、三百年間といふものは蒙古人、トルコ人、ホロウツイ、ヘチエネーク等の蠻族に圍繞された孤獨な荒涼たる小市となつた。其復興は蒙古人が退いた後に於て波蘭及リタウニアより新しい

植民者を得てからであつた。Mavor, I. P. 21.

- (2) 舊露西亞にては死刑は殆ど無かつた。また刑具は簡單であつた。然るに蒙古人の征服以後には種々の體刑殊に死刑が行はれるに至り、笞刑、燒烙の刑、種々の慘酷な拷問機械が輸入された。Pantenus, p. 56. 猶 Stern, Geschichte der öffentlichen Sittlichkeit in Russland. erster Band. 1907. には露西亞に於ける刑罰及び刑具の歴史の詳しき記述が有る。

- (3) Nitzel, P. 39.

- (4) Pantenus, P. 69. 露西亞人は嘗て夢想もしなかつた慘酷な大規模な蒙古人の專制政治の下におかれた結果、一方には極めて狂熱的な主觀的な宗教的感情に耽ると共に他方には性慾飲酒等の放縱な現世的快樂に耽るに至つた。嘗つて婦人の地位は相應に尊敬されて居たが、蒙古人の侵入以後には東洋風の婦人蔑視の風が盛となつた。

- (5) ルロア・ホリウはスペインに於けるアラビヤ人と、露西亞に於ける蒙古人とが文化的に比較することの出來ないほどの差異を生じた原因として次の六理由を擧げてゐる。即ち(一)蒙古人は歐露の一半を領有するに過ぎなかつたこと(二)蒙古人は間接に統治したに過ぎず即ち宗主權を有したに過ぎなかつたこと(三)アラビヤ人がスペインの最も富み最も肥沃なりし地を占領したに反し、蒙古人は最も人口の稀薄な東露及び南露の草原を占めたに過ぎず、彼等は數個の大河に妨げられて中央地方へ進む能はざりしこと(四)蒙古人の定著してゐた地方には未だ露西亞人が住んで居なかつたこと、露西亞人は當時ヴォルガ河の中央の流域に

も達して居なかつたこと、蒙古人の定住地方の住民は芬蘭族のみであつたこと(五)蒙古人は、アラビヤ人がスペインに於て工業諸種の文明、大都市等を建設したに反し、依然として原始的な遊牧を事としてゐたこと(六)スペイン語にはアラビヤ語の痕跡が著しいが、蒙古語の露語化したものは極めて少いこと。Baring, P. 33

- (3) Nötzel, P. 65.
 (7) Heitner, P. 34.
 (8) Kluchevsky, I. P. 253.
 (9) Kluchevsky, I. P. 259.
 (10) 露西亞は其地理的關係よりして不斷に大規模の常備軍と、同時に巨額の軍事費とを要求した。此軍事上の必要が社會組織を決定したと謂ふことが出来る。農奴制度は此要求に應じた制度であると見ることが出来る。Nötzel, P. 16—17.

- (11) Maxime Kovalevsky, Modern customs and ancient Law of Russia, 1891. P. 234.
 Pantenius, P. 66.
 Beazley, etc., P. 35.

(14) (13) 伊太利やフランスの都市國家に於て然りしが如く、ノヴゴロドにても富裕な大商人が政治上の實權を握つて居り、露西亞の他の地方に於けるが如く選舉公の横暴を許さなかつた。ノヴゴロドの極盛時代には其版圖はラブランドよりウラルへ跨り、シベリヤのオア地方をも含んだ。オロネツツ、ベルム、アルハンゲル

スク、ヴォロクダ等は其植民地であつた。ノヴゴロドは中世紀のメテルブルグである。中世紀に露西亞と西歐とが人種的、商業的、文化的に交通したのは、此ノヴゴロド有るのみである。然し一四七一年にイバン四世に征服されて以來、其商業文明は廢頽し、今日にては人口二萬六千を有する淋しい寺院町に過ぎぬ。

- (15) Kovalevsky, M., Russian political institutions, P. 16.
 (16) Kluchevsky, I. P. 343—368.
 (17) Kluchevsky, I. P. 345—3.7.
 (18) Simkhovitsch, Die Bauernbetreuung in Russland, in Handw. d. Staatsw., II. 1899, P. 400.
 (19) Berard, The Russian Empire and Czarism, P. 234.
 (20) Kluchevsky, II. P. 121—126.
 (21) Kluchevsky, II. Chapter XI. P. 132. 以下
 (22) 蒙古人は勇氣の外に重んずべき何物をも知らない。蒙古の君主は人民を決定的に二個の範疇に分つ。第一は兵士であり、第二は奴隸(蒙古語にて *Rajias* といふ)である。蒙古人は被征服者と雖も勇氣あるものは自己の軍隊に加へ、其他のものを奴隸にする。露西亞に於ても左様であつた。露西亞人に依りて組織された軍隊が北京に駐在したことも有る。モスカウ帝國の當事者は此蒙古人の手段を其儘に踏襲した。森林を拓き野を耕す以外に何等の天分を有しなかつた農民は是れより軍務を負ひ、また奴隸として勞働力を搾取せられるに至るのである。Berard, P. 235—237.

(23) 第八世紀にドニエプル河畔に出たスラヴ人は第十二世紀以後にヴォルガ河上流地方に擴がり、更に蒙古人の追はれたる後はドン河流域に植民するに至り、是れより歐露全體が其活動舞臺となつた。Kluchevsky, II, Chapter I.

(24) Seeborn, The English Village Community, fourth edition 1915. P. 266—267. Max Weber, Römische Agrargeschichte. 參照。

(25) 一八九三年に國勢調査が行はれたが、其結果に依ると農業者一六、八四四、九一九人に對し、其從屬家族員數は七七、四四九、〇九一人、計八八、二九四、〇一〇人であつた。一家族平均五人強に當るのである。

(26) Simkowitzsch, Bauernbefreiung, P. 399.

(27) Kluchevsky, II, P. 199.

(28) Kluchevsky, II, P. 199.

(29) Simkowitzsch, Bauernbefreiung, P. 400.

(30) Kluchevsky, II, P. 213.

(31) Kluchevsky, II, P. 212.

(32) 國家に對する租税の貢納が當時の農民間の社會的制度を決定する根本要素であつた。Semai 2 Volosti 國家が農民の納税の便宜の爲に設定した行政區域である。然し後には農民自身の自治的團體となり、自ら役員を選定して租税の貢納や村落内部の行政を司らしめた。Kluchevsky, II, P. 204. 猶、徳川時代に於ける我

國の村落は勿論政府から設定された行政團體でなかつたが、課税團體たる性質を有してゐた。中田薫氏、

「徳川時代に於ける村の人格」(國家學會雜誌第三十四卷第八號第一頁以下) 參照。

(33) Kluchevsky, II, P. 207.

第三編 農奴の時代

1) Baring, Russian people. P. 118. モスカウ帝國はイバン四世を以て極盛に達したが、其死後は大混亂狀態を現出した。イバン四世は露西亞の君主の歴史の中で特異の性格であつたから、此處に簡単に記しておく。史家カラムシンは彼の一生を評して、光榮に始まり慘として終れることは恰も蒙古族の入露に似ると言つてゐる。またクルチエウスキーは彼は政治的よりも心理的に興味が有ると評して居る。彼は極端に殘虐であると同時に極端に善を愛する矛盾した複雑の性格を有してゐた。彼の力を盡したのは貴族を抑壓することであつた。當時、ツァールの権力は絶對であつたが、而も貴族の組織する政治的機關を無視するを得なかつた。君主と貴族との利益は相反する。イバン四世は貴族を一掃せんと欲した。然し其結果は兩者共に傷くに至つたのである。モスカウ帝國はイバン四世の子フェオドルに至つて滅んだが、此時代の舊貴族もペートル大帝に依りて徹底的に打撃を被つた。ペートル大帝はイバン四世の崇拜者であつて、内政軍事外交ともにイバン四世を模範としたと自ら語つてゐるのである。イバン四世はまた露西亞の西歐化運動の先驅者であつて、一五四七年には外國殊に獨逸より、醫師、藥劑師、外科醫、法律家、建築家、技術家、鑛山技師、石工、鐘師、

鎧師等を招いたことがある。(Brückner, Peter der Grosse. p. 197—198.) 彼の死んだ時は民衆より非常に悲しまれたが、これは貴族と抗争する君主が民衆と結んで民主的政治を行ふ社會法則の現れに外ならぬ。(Brückner, p. 106.) 彼の死後に登位したフェオドルは善良無氣力の空想見であつて、貴族ボリス・ゴドノフのために恣に操縦せられた。フェオドルの死と共に正統の繼承者を有せざる露西亞は忽ち大混亂に陥り、動亂時代を現出するのである。

(2) 舊來の貴族階級たる Boyarstvo は動亂時代以後に衰へて新興の士族階級たる Dvoryanstvo が是を壓倒した。即ち支配者階級の更新が行はれた。是れは非常に注目し得る。後者が其地位を確定したのはメートル大帝の愛護に依る。メートルは後者を利用して其王権を確定し、後者はメートルを利用して其支配階級の地位を確定した。然し士族階級は漸次に舊貴族の習慣に泥み、メートルより課せられた奉仕義務を「義務」としてよりも「特權」として見るに至るのである。Beazley, etc., Russia, p. 237—258., Mavor, An economic history of Russia. I. 73—74.

(3) メートルは士族階級に嚴格なる奉仕義務を課し是に依りて王権を確立したが、十八世紀には其關係が逆となり、却て士族階級が王権を介して自己の政治を實質的に行つた。極言すればカタリナ二世も士族階級の傀儡であつたと言ひ得よう。

(4) Bering, 82.

(5) Kluchevsky, A History of Russia. III. p. 168.

- (6) Stern, Geschichte der öffentlichen Sittlichkeit in Russland. II. p. 220. Kluchevsky, III. p. 171—172.
- (7) Mavor, I. p. 83.
- (8) Kluchevsky, II. 217—218. マノースの著述「露西亞」と此通説を採つてゐる。Wallace, Russia, p. 465. シムカウキツチも左様である。Simkhowisch, Bauernbetreuung. 參照。
- (9) Mavor, I., p. 58.
- (10) Mavor, I. 61—62.
- (11) Mavor, I. p. 63—64.
- (12) 一五五〇年の勅令は地主にとりては有利であつたが、國家にとりては不利なるものであつた。何となれば農民は Kholop に身を落すときは其債務を失ふけれども、同時に國家に對する租税につきても本來の奴隸の如く何等の義務を負はざるに至るからである。一五五〇年の勅令は國家が此損失を忍びて地主の意を迎へたものであつた。此原則は後に一六〇六年の勅令に依りて破毀せられる。
- (13) 最初、地主は Kholop を農業上に使用すると同時に自由農民を自己の家庭の勞働に雇傭したが、此關係は兩者を接近せしめる一因ともなつた。農業奴隸たる Kholop と自由農民とは法律上、異種のものとして規定されて居たが、總て兩者は同一性質を帯びるに至つた。此過程は第十七世紀初中に完成されたが、ロマノフ朝はかくて人民の代價を以て地主の歡心を買つたのである。Beazley, etc., p. 180—181.
- (14) Kluchevsky, III. p. 250.

- (15) 堀竹雄、露西亞史論、一二九—一三〇頁。
- (16) ペートルはポヤールの會議を廢止して舊貴族の政治的權力を無くした。マサリツクは是を以て彼の開明專制君主的制度の一方面となしてゐる。ペートルは舊貴族を無力にすると共に全士族階級を動員して文武官に就かせ、露西亞を官僚的國家、軍事的國家たらしめんとした。ペートルは元老院及び宗務院を新設したが、同時に勳爵制度の多くを作つた。斯くの如き態度は同時代の佛國の君主ルイ十四世に學ぶところが多いと言はれる。Masaryk, *The Spirit of Russia*, I, p. 58—60.

(17) 史論、一六〇頁。

(18) 史論、一八〇—一八四頁。

(19) 史論、一八九頁。

(20) 従來、家内奴隸は家族より引離して賣買されたが、此習慣はやがて本來の農民たる農奴の上にも及んだ。

ペートルは一七二一年に是を禁ずる法令の作製を元老院に命じた。然し是れは無効に終つた。

(21) 史論二一三頁。一七一九年二月十日の勅令は娼婦を工場労働者たらしめる旨を規定してゐる。同様の趣旨を規定した勅令が一七三六年、一七五三年、一七六二年にも發布せられた。Mavor, I, p. 121.

(22) Tugan-Baranovsky, *Geschichte der russischen Fabrik*, p. 15—20.

(23) 一七三六年の勅令は二人以上の子を有する地主が一人のみを奉仕せしむれば足ることを規定したのであるが、一七六二年には地主を全然、奉仕義務より自由にしたのである。地主の階級的優越は最初より存在した

のでなく、地主の實勢力の養はれると共に漸次に法律上にも現れてくるのである。

(24) Mavor, I, p. 179.

(25) Mavor, I, p. 192.

(26) Hecker, *Russian Sociology*, p. 23. 波多野、同譯書、五頁。カタリナ二世は「萬物の魂なる自由」てふ言葉を使用して其臣下や西歐の讚美者を心酔させた。彼女は屢々、自分は共和主義を奉ずるとも語つた。カタリナ二世の治世中には度々英國風の代議政體を作るといふ空想が貴族の間に持ち上つた。伯爵パミンは一七八〇年に自然法説と社會契約説とを基礎とした改革案を作つたが、實行の熱情を缺いた。議論の遊戯のための改革案であつた。佛蘭西革命の大狂瀾とブガチョフの革命的反亂とは全く啓蒙女帝を萎縮せしめて自由主義的思想は急ち壓迫せられた。啓蒙思想に關するカタリナ二世の態度は浮薄であつたが、此時代が西歐思想を迎へ入れて後の革命思想の起源をなした効果は否定し得ない。Masaryk, p. 69—71.

(27) Hecker, s. 25. 同譯書、七頁。カタリナ二世の「*Nakazy*」の冒頭には「最も自然的なる政治は其特質が其政治下の人民の性格と最も適合したものでなければならぬ」と書かれて居る。彼女は同書を自ら禁止したが、一九〇五年の革命以後に禁を解かれた。同書には英譯として Catharine II, *The Grand Instruction*, translated by Michael Tatischeff, がある。

(28) Barling, p. 190.

(29) Mavor, I, p. 165.

- (30) Mavor, T. p. 196.
 (31) クロボトキン著、大杉榮譯「革命家の思出」
 (32) 富裕な地主の所有する家内奴隸の数は頗る多かつた。ワレースの謂ふやうに、其過剰は彼等をして怠惰に陥らしめたものであつた。家内奴隸の地位は普通の農奴よりも慘酷であつたから、後者は地主より家内奴隸とされることを恐れてゐた。それは農奴の有する僅少な最後の自由をも喪ふことを意味する。家内奴隸は永年の勤勞の後に時として地主より解放されることが有つた。然し彼等は全體に於て地主に反感を有し、放火殺害等の復讐をした。然し主人に對して盲目的に忠實であつたものも有る。或老いたる女奴隸は主婦の病氣の平癒を祈願するために巡禮旅行に出て、各地の寺院に詣で、約二千哩を歩行したといふ！ Wallae, p. 485—486.

(33) ロドベルツスは希臘人、カルタゴ人、羅馬人の經濟は家産經濟 (Oikowirtschaft) だと謂つてゐる。氏族制度の崩壞した跡に勞働力の不足を補ふ爲めに採用された人爲的手段が、奴隸をして家族の經濟活動に参加せしむることである。此組織は羅馬の大規模な奴隸經濟となつて現れた。羅馬の富人に屬した奴隸は familia rustica 及び familia urbana に分つことが出来る。前者は其領地に於ける勞働者であり、後者は都市の邸宅内の勞働者であり、兩者ともに其種類が複雑多端であつた。Karl Bücher, Die Entstehung der Volkswirtschaft, 9. Aufl. p. 98—99. を見よ。同書には權田保之助譯「經濟的文明論史」が有る。農奴時代に於ける露西亞の家内奴隸は羅馬史の奴隸の如き發生過程を有したのではないが、其内容に於て類似が有る。

- (31) 譯書「革命家の思出」。
 (35) 地主階級は經濟的には純然たる消費的地主であつた。従つて心理上、農奴に對して何等の同感をも有たなかつた。其結果として地主と農奴との階級心理には共通な何物をも生じなかつた。兩者についてネエツエルが巧に社會心理學的敘述をして居る。Nützel, Die Grundlagen des geistigen Russlands, p. 163—170.
 (36) Simkhovitsch, Mir, in Handw. d. Staatsw. V. p. 789.
 (37) Simkhovitsch, Mir, p. 788—792.
 (38) Kessler. は一八七六—八七年に出版した Zur Geschichte und Kritik des bäuerlichen Gemeindebesitzes in Russland, I. dis III. に其説を頗る詳細に述べた。然しヴオロストの性質について誤解が有つたから、マルク團體との比較も誤謬に終つた。ラヴレイもコイスラーと同説で、ヴオロストが家族關係より發生したと思惟して居る。Emile de Laveleye, Das Ureigentum, Deutsch von Bücher, p. 22—24.
 (39) Mavor, I. p. 269.
 (40) Mavor, I. p. 261.
 (41) 貨幣經濟の發達しなかつた露西亞に於て、君主の功臣に對する報酬は土地であつたが、後には土地に農奴を添へて與へた。而もカタリナ二世以後には明かに其程度を超へ、濫りに人間たる農奴を恰も價値の低い品物の如くに分ち與へた。カタリナ二世が其治世三十四年間にかくの如く農奴を取扱ふこと八十萬人に及ぶ。バウル一世に至りては僅々四年間に約五十三萬人の人口を有する國有地を地主の私有の下に移したといふ。

Bauzley, etc p. 350. またカメリナ二世は其情夫を捨つるに當り平均六十人宛の農奴を手切れとして與へてゐるのである。彼女の政治が如何に道徳的に廢頹してゐたかが分る。 Pantenius, Geschichte Russlands, p. 278.

(42) 一七六四年の勅令は寺領農奴に二種の利益を與へた。第一は賦役の廢せられたことであり、第二は共同耕作制度が布かれて土地の割替がミルの手に移つたことである。此事實は農奴全體の解放を暗示する前提のやうに思はれたが、後には却て新しい賦役が生じ、租税も昂騰し、一七六四年の勅令が決して農奴解放の先驅的事實でないのが明かとなつた。

(43) 改革者スハランスキー(一七七二—二八三九年)は貧しき村僧の子に生れたが、一七九七年には數學及生理學の教授となり、後にはアレキサンダー一世に親近する忠告者となり、熱烈な改革思想を皇帝に注入した。彼が如何に明敏であつたかは、ナポレオン一世が愚鈍人の充満する露西亞に於ける唯一の明瞭な「頭腦」と評したのでも分る。彼はルツンオやヴォルテールの思想を奉じ、如何なる政府も人民の總意を基礎とせざるべからざるを信じ、政治組織としては三權分立を主張し、社會上には農奴に移轉の自由と主人を代ふる自由とを許すことや、佛蘭西の如く第三階級をも發達せしめて政權に参加せしめることや、貴族の權力を制限することなどを主張し、自ら憲法草案を作つて皇帝に進めた。アレキサンダー一世も當初は頗る意が動いたのであつたが、後には保守派の爲めに動かされてスハランスキーを捨てた。此不遇な實際的改革家についてはコヴァンウスキー教授が同情を以て詳叙して居る。 Kovalevsky, Russian political institutions, p. 162—167, Mavor, I. p. 331—337, Pantenius, p. 304—6.

(44) Mavor, I. p. 229.

(45) Mavor, I. p. 225.

(46) Stern, II. p. 216—222.

(47) Stern, II. p. 221.

(48) サルチコフは殘虐の地主として多くの著書に掲げられて居る。政府は此惡むべき女地主を審判するに六年もかゝつてゐる。其刑罰は座敷牢に過ぎなかつた。而して女子の地主が常に男子の地主よりかゝくの如く慘酷であつたのも甚だ奇異である。

(49) 露西亞の巨大な官僚制度は元老院より地方長官に至るまで總て貴族即ち地主を以て構成した。政府の組織は同時に彼等の階級的利益を維持する手段であつた。露西亞の行政組織の歴史につきては Kovalevsky, Russian political institutions, Wallace, Chapter XXIV. を見よ。

(50) Nötzel, p. 168.

(51) Alexinsky, Modern Russia, cheap ed. p. 88.

(52) Struve, Der Radikalismus und der Staat im Russlands politische Seele, p. 105—106.

(53) Bauzley, etc, p. 189. 農民の反亂は過去の社會史上に現れた階級争闘の重要な形式である。殊に第十五世紀の英國の peasant's revolt や第十六世紀の獨逸の Bauernkrieg は甚だ著名である(Beer, History of British socialism, I, Kautzky, Die Vorläufer des neueren Sozialismus, I. 等参照)。而して英國には John Ball, WY-

Giftといふが如き、獨逸にては Münzerといふが如き、熱烈な共產主義的思想を奉ずる僧侶が直接間接に農民の反亂を援助した。然るに露西亞に於ける第十六——十九世紀の無數の農民自身の企てたものであつて、毫も外部より援助したものは無かつた。時として村僧の一揆に加つたものはあつたが、西歐の如く原始基督教の共產主義に憧憬して反亂に加つたもので無かつた。是等の點は農民反亂史につきて西歐と露西亞との著しい差異である。

(54) ラーザンを謳ふ民謡は甚だ多い。殊に自由の母なるヴォルガ河に波斯の王女を沈める歌は最も有名である。Pantenius, p. 189—186.

(55) Mavor, I. p. 302.

(56) 一七六三年の軍務省令は暴動した農村に對する攻撃方法に關し、砲列の布置、突貫の方法、發砲の時、捕虜の取扱、煽動者の處分等を詳細に且つ慘酷に規定してゐる。鎮壓に向つた軍隊が農村を焼き、財物を掠奪し、男子を虐殺し、女子を姦するのは普通であつた。

(57) Mavor, II, Chapter II.

(58) Wallace, p. 472.

(59) Mavor, II, p. 61—62.

(60) Laveleye, Das Ureigentum. p. 9—10, Simkhovitch, Mir, p. 787.

(61) 福田徳三「經濟單位の發展に關する新説と舊説」(「經濟學研究」上卷)

(62) Masaryk, Spirit of Russia にはスラヴ主義の代表者たるアクサコフ、キレエヴスキ、チエルニシエヴスキ等の社會學説が精しく研究されて居る。

(63) 福田徳三「ミーザー及タントスに據る古獨逸土地共有制度」(「經濟學考證」第一頁以下) には此問題についての研究書が擧げてある。露西亞のミル制度のみに關する著名の研究書を擧ぐれば次の如きものがある。

1. von Haxthausen, Studien über die inneren Zustände, das Volksleben und insbesondere die ländlichen Einrichtungen Russlands. I. bis III. 1847—1852.
2. Kawelin, Der bäuerliche Gemeindegelände. 1887.
3. Kussler, Zur Geschichte und Kritik des bäuerlichen Gemeindegeländes in Russland. I.—III. 1876—1887.
4. Engelmann, Geschichte der Leibeigenschaft in Russland. 1884.
5. Tschitschelin, Artikel „Leibeigenschaft“ in Bluntschli und Brater's Staatswörterbuch, VI.
6. Wagner, Die Abschaffung des privaten Grundeigentums. 1870.
7. Simkhovitch, Die Feldgemeinschaft in Russland. 1898.
8. Laveleye. Das Ureigentum. 1879.

(64) 加藤繁「支那古田制の研究」内田銀藏「日本經濟史の研究」枋内禮次「加賀藩田地割制度」其他二三の著書論文あり。但し我國土地制度の研究は猶今後に俟たねばならぬ。

(65) Meitzen, Die Feldgemeinschaft, in Handwörterbuch der Staatswissenschaften. III. 1900. p. 831.

- (66) Meitzen, p. 833—834, 833.
 (67) Kudewsky. II. p. 206—208, Laveleye. p. 21—23, Sinkhowitsch, Mir, p. 787—788, Meitzen, p. 831.
 (68) Masaryk, I. p. 14—15.
 (69) Masaryk, I. p. 33.
 (70) Sinkhowitsch, Mir, p. 70.
 (71) Sinkhowitsch, Mir, p. 702.
 (72) Mavor, I. p. 272—273.
 (73) Sinkhowitsch, Mir, p. 793.
 (74) Mavor, I. p. 209.
 (75) Wallace, p. 136—137.
 (76) Sinkhowitsch, Mir p. 792.
 (77) Wallace, p. 129—132.
 (78) Wallace, p. 133. 猶、女子は露西亞に於て最初より輕んぜられてゐたのでない。女子侮蔑の習俗は蒙古族の來露以後である。露西亞の女子の歴史につきては Stern の前掲書及び Alexander, Almhiteatrow, Die Frau. (im Russen über Russland) に善き叙述が有る。
 (79) Wallace, p. 656. 露西亞の工業の發達は外國人の手に俟つたことが多い。ペートル大帝以前に於ては全然

左様である。既にモスカウ帝國のイバン四世は獨逸より科學者や工藝家を招いてゐたが、ロマノフ朝のミハエルもアレクセイも此種の外國人を招致した。ミハエル帝の王冠は獨逸ニュルンベルヒの工人の手に成りし *искусство* (Ischchanian, Die augländische Elemente in der russischen Volkswirtschaft, p. 11.)

- (80) 史論、二〇三頁。
 (81) Mavor, I. p. 124—127.
 (82) Rabinowitz, Zur Entwicklung der Arbeiterbewegung in Russland, p. 12.
 (83) Mavor, I. p. 490.
 (84) Rabinowitz, p. 13.
 (85) Rabinowitz, p. 33.
 (86) Mavor, I. 539—540.

第四編 農奴の解放

- (1) Komilow. Die Bauernfrage. p. 363—364. (in Russen über Russland), Nötzel, Die Grundlagen des geistigen Russlands, p. 158—159. 農奴解放の原因は經濟的方面と社會的方面とに分つことが出来る。前者については強制労働組織が露西亞に於ても漸次に不合理となり來つたことを擧げればならぬ。
 (2) Oppenheimer, Der Staat, q. 136, 以下。

- (3) Sombart, *Der Bourgeois*, p. 80—82. 地主階級は本質上、必ずしも資本家的ではない。然し時と共に地主の家産的經濟の範圍の狭くなるにつれて、土地經營につきて資本家的精神が現れてくる。同時に地主は織業、毛織物工業、製鐵業などに關し、利潤を目的とする企業組織に手を出すのである。是れ歐羅巴の經濟史の示すところである。
- (4) Buchenberger, *Agrarwesen und Agrarpolitik*, 1892, p. 105. 以下。猶、諸國の農奴解放につきては Bauer-ndbreitung, im *Handwörterbuch der Staatswissenschaften*, II. に詳しく記述が有る。
- (5) Howe, *A thousand years of Russian history*.
- (6) Baring, q. 231.
- (7) Kornilow, p. 374. 土地賠償金が農奴の勞働力を計算したことはアレキシンスキー其他の人々も同様に非難してゐる。
- (8) Simkhowitsch, *Bauernbefreiung*, p. 401—402. 露西亞の社會思想の歴史は農奴解放思想の歴史だと見て差支なく、Masaryk, *The Spirit of Russia*. 參照。
- (9) 「ペテレンブルグよりもモスカウへの旅」は一九〇五年に至りて禁を解かれた。
- (10) Thun, *Geschichte der revolutionären Bewegungen in Russland*, 1883, p. 3—6, Sack, *The Birth of Russian Democracy*, 1917. 參照。
- (11) Baring, p. 196.

- (12) Mavor. I. Chapter. IX. p. 313—359. Nötzel, *Die Grundlagen*, p. 170—169, Masaryk, I. p. 384—430. アレキサンダー二世をして農奴解放を決意せしめたのはツルゲネーフの「獵人日記」であるといふ傳説がある。
- (13) Bezley. etc., p. 346.
- (14) Simkhowitsch. *Bauernbefreiung*, p. 420—421.
- (15) Thun, p. 13.
- (16) Wallace, *Russia*, p. 504.
- (17) Masaryk, I, p. 140.
- (18) Alexinsky, *Modern Russia*. Cheap ed. p. 140.
- (19) Preyer, *Die russische Agrarreform*, 1914. p. 4—5.
- (20) Wallace, p. 505.
- (21) Vieth-Knudsen, *Bauernfrage und Agrarreform*, 1913. p. 25—29.
- (22) Preyer, p. 5.
- (23) Masaryk, p. 140.
- (24) Wilh-Knudsen, p. 25.
- (25) Alexinsky, p. 141.
- (26)

- (27) Preyer, p. 11—12.
- (28) Simkhowitz, Bauernbefreiung, p. 409.
- (29) Masaryk, p. 189.
- (30) Hecker, p. 37.
- (31) Kornilow, p. 388.
- (32) Ischchanian, Die ausländische Elemente in der russische Volkswirtschaft. p. 11, Heitner, Russland. p. 45, Brückner, Peter der Grosse. p. 198. 猶、露西亞の西歐化運動につづいて von Brüggan, Wie Russland europaisch wurde, 1885. など。
- (33) 史論、二頁。ペートル大帝以前に於ける露西亞及び西歐の交通につきては Beazley, p. 190—194, Ischchanian, p. 8—15. に記述がある。
- (34) Kowalevsky, Russian political institutions. p. 27.
- (35) Heitner, p. 55.
- (36) Totomianz, Die Arbeiterfrage, p. 251. (im Russen über Russland.)
- (37) Stieda, Russische Zollpolitik, im Schmoller's Jahrbuch, 1883. p. 175.
- (38) ペートル大帝は好戦君主であつた。されば彼は國民的必需品よりも、採鑛、冶金、銃器、毛布、亞麻、帆布といふが如き産業に力を注いだ。彼の第一に努力したものは戦争必需品生産の技術の發達である。(T.

ugan-Baranovsky, Geschichte der russische Fabrik, p. 13.) 然るにカタリナ二世に至りては工業の範圍を國民的にした。(Ischchanian, p. 23—30, Rabinowitz, Zur Geschichte der Arbeiterbewegung in Russland. p. 8.) 而してカタリナ二世の登位した一七六二年には工場數九百八十四であつたが、其死んだ一七九六年には三百六十一に増加してゐた。(Tugan-Baranovsky, p. 50)

- (39) Rabinowitz, p. 4.
- (40) Totomianz, p. 252.
- (41) Masaryk, p. 162.
- (42) Alexinsky, p. 134.
- (43) Masaryk, p. 120.
- (44) Kautzky, Die Agrarfrage, 1889, p. 7—6.
- (45) Sombart, Die deutsche Volkswirtschaft im 19. Jahrhundert. p. 376, Kautzky p. 150, Kautzky, p. 164, Preyer, p. 45, Simkhowitz, Bauernbefreiung. p. 473. 前世紀末の統計に依ると、農民は三階級に分たれる。即ち第一は一年生活費たる十九ブードの穀物を取得し得ない農民であつて、四五、三五八、〇七三人即ち全農民の七〇、

七%である。第二は十九ブードを得るも、家畜を養ふ穀物を含む二六ブード半を收得し得ざるもの一三、〇八三、四〇一人即ち二〇、四%である。二十六ブード半以下を收得し得るものは五、七一五、五一三人即ち八、九%に過ぎない。

50) 冬期の農閑期に農村の男子は都市の工場に労働して幾分か貯蓄を以て春期に歸郷するのであつたが、農村の女子も冬期には都會に出て、娼婦となり、男子と同じく幾分の貯蓄をなして春期には歸郷し夏期に労働する習慣があつた。是れ總て彼等の貧困の結果である。後者については Alexinsky, Modern Russia, W. W. Sanger, History of Prostitution, Chapter XXI. を見よ。

51) Wieth-Knudsen, p. 67.

52) Preyer, p. 77.

53) Wieth-Knudsen, 38.

54) Wieth-Knudsen, p. 48—49.

55) Preyer, p. 78.

56) マルクス「資本論」第三卷の序文中に、エンゲルスがマルクスの露西亞研究のことを述べて居る。高島素之譯「資本論」第三卷、エンゲルス序文第十二頁。

昭和五年七月二日印刷
昭和五年七月五日發行

著作權



所有

露西亞經濟史
【定價一圓五十錢】

著者 佐野 學

發行者 東京市牛込區早稻田鶴卷町四七一

市川 義雄

東京市麴町區有樂町一ノ四

印刷者 早瀬 三男

發行所

東京市早稻田鶴卷町
振替東京六七五一九番

希望閣

(早瀬印刷會社發行)

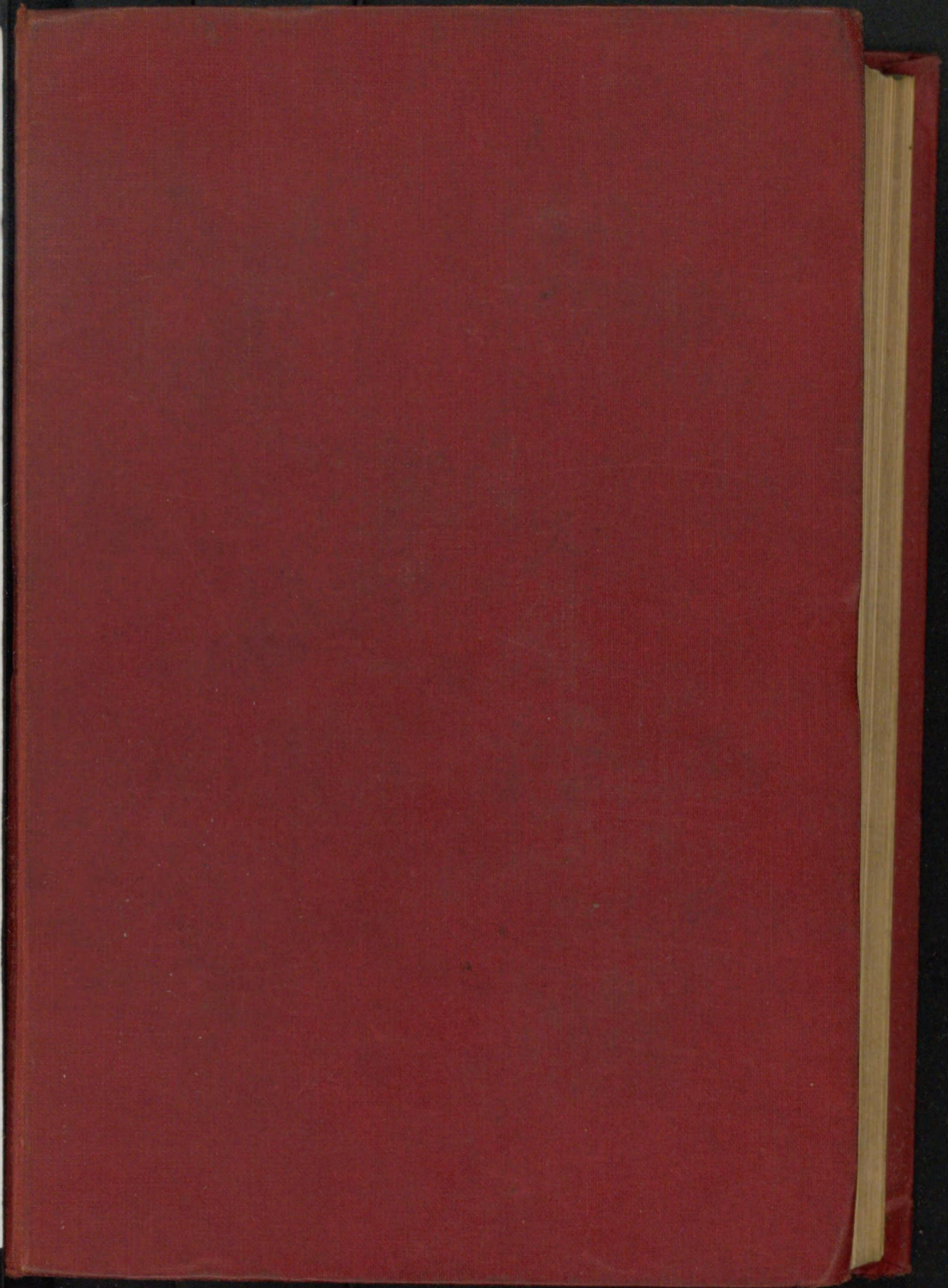
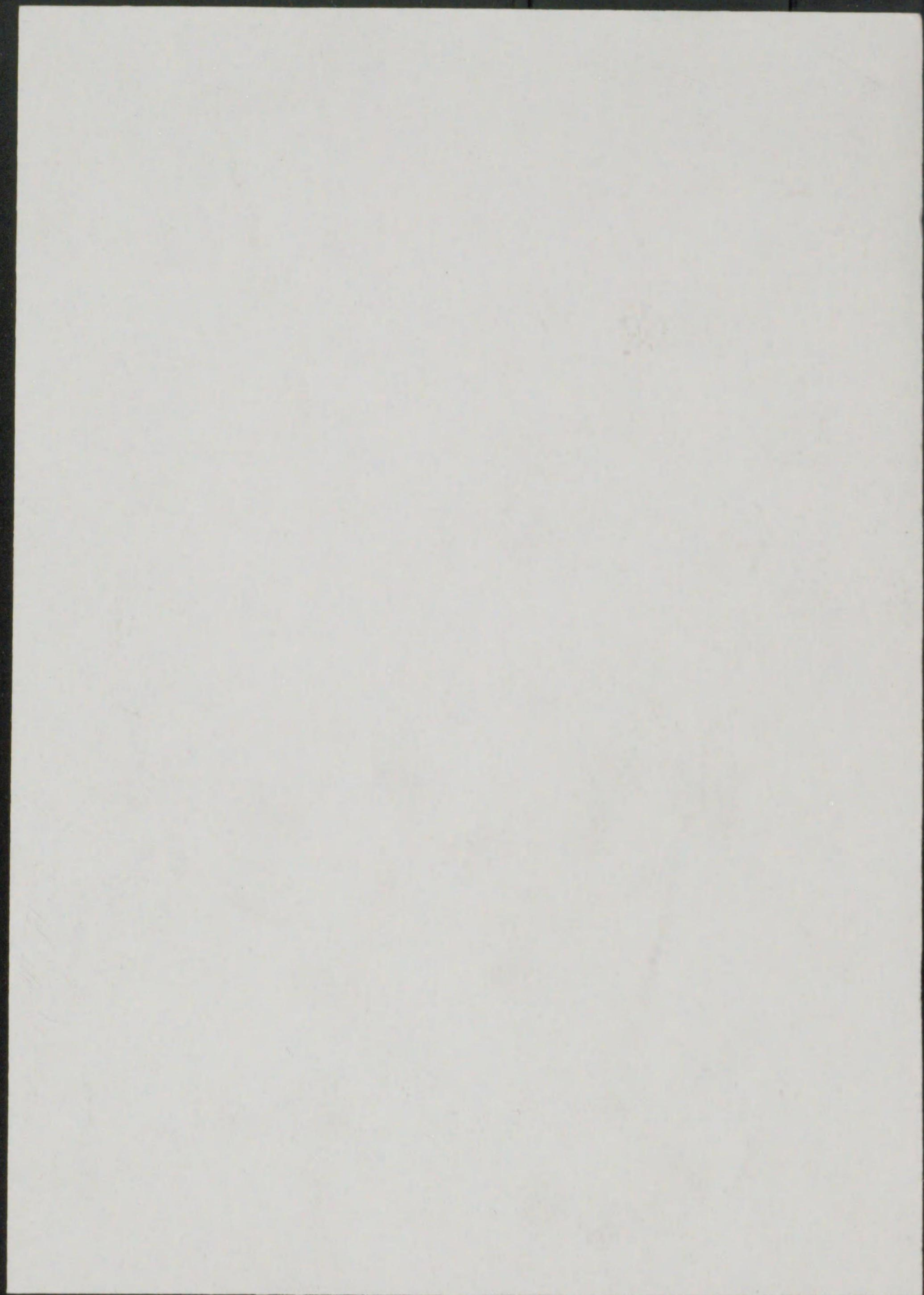
60
10

集學野佐

政	國	ロ	社	日	唯
治	家	シ	會	本	物
	論	ア	史	歷	論
	・	經	研	史	・
	戰	濟	究	研	無
	爭	史		究	神
論	論				論

各卷 1.50

607
108

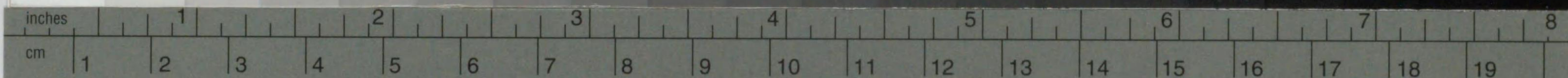


Kodak Gray Scale



© Kodak, 2007 TM: Kodak

A 1 2 3 4 5 6 **M** 8 9 10 11 12 13 14 15 **B** 17 18 19



Kodak Color Control Patches

© Kodak, 2007 TM: Kodak

Blue Cyan Green Yellow Red Magenta White 3/Color Black

